

議事日程（第2号）

平成25年6月11日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	佐藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

今日は気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 菅野意美子君、8番議員 新関善三君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含め60分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

4番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） おはようございます。本日、最初の質問となります4番鳴原です。先の通告書に従って大きい数字4点、細部3点について質問をいたします。

大きい数字の1番であります。中心市街地活性化計画の重点事業は何か。細部1点、中央公園の再整備を図り、観光客の集客を。細部2点、市街地道路の整備と商店街のリニューアルをはかれ。細部3点、公共施設等の案内標識の統一化をはかれであります。

続いて、大きい数字2番であります。町職員はなぜ定着しないのか。近年、定年退職を数年残しての早期退職、また新規採用した職員が数年で退職して他の自治体に採用されるなど、何か町役場に問題があるのではないか。

大きい数字3番であります。75歳以上の町民に路線バスの運賃を無料にせよ。高齢者のバス利用促進と、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る目的とし、路線バスの運賃を無料にして、地域の活性化を図る考えはないのか。

大きい数字4点であります。町は、いつになったら子どもの屋内遊び場を設置するのか。以上について、町当局の考えをお伺いいたします。

以上、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。今日、明日と一般質問であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

はじめに、4番 鳴原利光議員のご質問に答弁をいたします。

「中心市街地活性化計画の重点事業は何か」のご質問でございますが、重点事業

につきましては、今、検討を始めたばかりでございまして、具体的な議論はこれから始めて進めてまいる考えでございします。3点のご質問に関しましては、川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会及びワーキンググループ等の中でも十分に検討を重ねてまいって具体化について取り組んでまいる考えでありますので、まずもって答弁をさせていただきます。

1点目ではありますが、「中央公園の再整備を図り、観光客の集客を」のご質問につきましては、中央公園は、平成12年度に日本庭園、音楽堂、駐車場等の整備をしたところであります。園内の管理につきましては、建設同業会による草刈り奉仕作業、ロータリークラブによる花桃やアジサイの植栽、中央公園美化ボランティアグループ等々による環境美化活動等により支えられ、町民の憩いの場となっております。また、4月の桜まつりの開催など、町民の方々に広く親しまれておりますが、これまで観光資源として観光客の集客を考えた計画は、具体的には進んでいなかったため、今回の計画策定作業の中で四季折々の催しや、園内の山林、自然の整備等を検討しながら、観光客の集客を考えてまいる考えであります。

次に、2点目ではありますが、(2)「市街地道路の整備と商居街のリニューアルをはかれ」のご質問でございしますが、市街地の道路整備は前計画から継続した課題であり、道路の機能に限らず、「人に優しい生活空間」の形成として、歩道区間の配置、沿道の景観形成、街なかオープンスペースの確保、町の中心としての表情づくりなど、道路・側溝・歩道等の整備を含め、街並みの整備を総合的に検討し、商店街のイメージアップ及びリニューアルを図れるよう議論を進めてまいります。

次に(3)「公共施設等の案内標識の統一化をはかれ」のご質問でございしますが、中心市街地の案内を含め、公共施設・観光施設等の案内標識が町外からの来訪者に分かりづらく、数も少ないなどのご意見もいただいておりますので、公共施設及び観光案内を含め形状やデザインの統一化を図り、分かりやすく・見やすい案内標識設置の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「町職員は、なぜ定者しないのか」の、「近年、定年退職を数年残しての早期退職、また新規採用した職員が数年で退職して他の自治体に採用されるなど、何か町役場に問題があるのではないか」のご質問でございしますが、急激な経済変動、人口構造の変化など、自治体を取り巻く社会環境は著しく変化しており、町職員は住民福祉の向上を図るため、その能力向上が求められております。一方で、東日本大震災及び原発事故の発生以来、町では放射能対策、除染作業、食の安全、健康管理業務など、復旧、復興事業に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。その中で、町職員として豊富な経験と知識を十分に活かし、定年まで活躍していただきたかったところでありますが、平成24年度末において退職した職員の中に、早期退職の職員をはじめ他の自治体の採用試験に合格し、川俣町を離れた職員もおりました。内訳を申し上げますと、平成24年度末退職職員8名のうち定年退職者1名、定年1年前の退職者1名、定年3年前の退職者4名、他の自治体へ移った職員2名でありました。早期退職の理由といたしましては、それぞれの家庭の

事情や、体力的に余力のある時期に退職し第二の人生を送りたいとの考えなどがあつたと聞いており、町といたしましては慰留に努めました。残念ながら退職されたところでもあります。他の自治体へ移った職員につきましては、大学で専攻していた専門的分野の業務を行うため移った職員が1名、この職員は勤続年数が4年3か月でありました。また、職員自身の出身地の自治体に採用され移った職員が1名、この職員は勤続年数1年でありました。このように退職者の理由はそれぞれ異なり、職員の勤務にあたり町に問題があつたものではないと考えております。町民満足度の高いサービスを維持・向上させるためには、従前にも増して優秀な人材の確保、育成が重要であるとともに、年齢的にバランスの取れた職員構成をどのように維持していくのかなど、中長期的な視点から職員の採用に努める考えでございます。また、厳しい経済環境や財政状況の中、広範、多岐にわたる地域の課題に対し、将来を見据えた政策展開を図っていくためには、広い視野を持ち、新たな課題に対して柔軟かつ意欲的に取り組む多様な人材を確保していくことが必要であります。このような観点から、平成21年度から年度内途中の採用を積極的に行っております。平成25年度においては、7月1日付採用に向けた職員採用試験を現在行っており、6月2日には二次試験として小論文と面接試験を実施したところでもあります。今後は、平成26年4月1日付新規採用に向け、大卒程度の採用試験を7月28日に、高校卒程度の採用試験を9月22日に予定をしており、積極的に人材の確保に努めたいと考えております。

3点目のご質問に答弁いたします。「75歳以上の町民に路線バスの運賃を無料化にせよ」との質問でございますが、現在、本町の路線バスの運行路線としては、国道114号線川俣・福島間、国道349号線川俣・掛田間、同じく国道349号線川俣・針道間を福島交通株式会社が町民の通勤、通学等、買い物の足として運行しております。今回、75歳以上の高齢者の方々に対し、積極的な社会参加を促進するためバス運賃を無料化にはしてどうかのお質しでございますが、各種の活動として地区集会所、地区公民館及び中央公民館に集う手段としてバスを利用する場合、重要な支援になるものと考えます。しかしながら、路線バスを利用されている方がどのくらいおられるのか、自家用車を利用される方はどのくらいなのか、その他の手段は何なのか等を総合的に検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、4点目のご質問「子どもの屋内遊び場の設置は」について、「いつになったら、子どもの屋内遊び場を設置するのか。」とお質しでございますが、子どもの屋内遊び場の設置につきましては、3月議会定例会におきまして設置候補場所として「おじまふるさと交流館」並びに「わいわいクラブ」、寺久保にございます「工業試験場跡地」などの活用につきまして、菅野意美子議員等のご質問がございましたが、これらの候補地について鋭意検討を進めてまいったところでございます。教育委員会といたしましては、これらの設置を検討する中で、被

災以来2年という長期間の経過の中で、いまだ本町における屋外の放射線量に不安を抱き、子どもを屋外で遊ばせることに躊躇する保護者も少なからずおられることを勘案いたしますと、早期に子どもの遊び場を設置することが何よりも優先すべき課題であるというふうに理解をいたしております。現在、関係各課と調整を図り、早期の設置に向け検討をいたしておりますが、設置の条件といたしましては、まず本年度内のできるだけ早い時期に設置できること、町の中心地等、保護者の利便性が高いこと、子どもの事故防止及び幼児の安全管理が適切に行える場所であること等が掲げられ、それらを総合的に検討した結果、町内の幼稚園の空き保育室を改修し「子どもの屋内遊び場」を設置することが最も適しているとの結論に達し、現在、最終的な調整を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 再質問に入る前に、今回、町村会の総会で、古川町長が県の町村会の副会長ご就任、誠におめでとうございます。町村はそれぞれ課題を抱えておりますが、本町も課題を抱えておりますので、復興にいち早く取り組んでいただきたいと思います。

それでは、再質問に入らせていただきます。順不同で申し訳ないんですが、大きい数字4点から再質問をさせていただきます。今、教育長の方から、以前にも同僚議員からかなり質問はありました。それでも、なかなか川俣のほうは進んでないということなんですが、それでひとつ伺いたいんですが、県が補助で既存の建物だったら県が補助金を出して屋内遊び場を設置してもいいですよということをおっしゃっておりますが、現在、県内には何十か所くらいあるのか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁を申し上げます。

福島県内における屋内遊び場の設置状況についてのご質問でございますが、福島県が実施しております屋内遊び場確保事業によりまして、市町村及び民間団体が補助を受け整備を行い運営されている屋内遊び場につきまして申し上げますと、6月1日現在56施設となっております。内訳を県内方部別に申し上げますと、県北地方14施設、県中地方17施設、県南地方4施設、会津地方5施設、南会津地方2施設、相双地方4施設、いわき10施設、合計56施設となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、教育次長のほうから正しく、私から言わせると教育委員会が担当する問題ではないと私はちょっと思っていたんですが、教育次長が言うとおりに各県内にはそれなりの施設56か所ございます。県北を見ましても、山木屋地区が被災されながらも、我が町にはいまだかつて屋内遊び場は造られてないわけですね。これ、ひとつ問題だと私が思うのは、これは教育委員会には子育て支援係は

ありますけれども、これは教育の問題じゃなくて、私、放射能に対しての健康的な問題だと思うんですよ。これは保健福祉課とか企画財政課で、町長部局のほうでやるべき問題だと私は思うんですが、その辺いかながな考えをしているか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいまの質問でありますけれども、これは放射能事故で、そういう対策じゃないかということではありますが、それはそのとおりでございまして、これは子どもを安全安心に育てていくための施策であるものの一つだと思っております。したがって、子どもたちのことについては教育委員会とも十分協議をしながら進めてきているのが町の町政の進め方でやってきておりますので、今回も議員お質しのように教育委員会のほうでのこと、また町のほうと一体となって、これは協議を重ねてきておりますので、今、教育長の方から答弁ありましたとおりのことを町部局のほうでも共通認識の下に話をし、このような形で今進めようとしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 町長は、オール川俣でやるんだと、オール役場でやるんだということですが、県のこれ補助事業だって子育て支援と言いながら、やっぱりこれ教育委員会でやっているんですかね、県も。町はその辺、話してますか。いいです、答弁はあれしたっていいです。

県のこれ見ますと、県は保健福祉課の子育て支援でやっているんですよ。ということは、子どもの教育でなくて、あくまでも健康だと、健康のためにやるんだという、おれは事業だと思うんで、やはりこれは本来の教育委員会の仕事ではないんじゃないかなと私は思うんです。教育委員会に予算はあるんですか、これは。その事業の予算はありますか。補正予算にも今回まだ出てきていませんが、予算は持っているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほども鳴原議員にご答弁申し上げましたとおり、鋭意検討しておりまして、予算の大枠はつかんでおりますが、早急に9月議会、あるいはまた、その前の臨時議会等がございましたら、その時点でご提案をさせていただく考えでございます。したがって、予算は教育委員会にはございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） こればっかりやっていると時間なくなっちゃうんで、早く終わりたいんですが、私も。川俣町は、グレーゾーンに今いるわけですから、まず子どもたちも土日になると、みんな各市町村の屋内遊び場に親子で行ってしまうということでございますので、早く造っていただきたいと私は思います。これは、親御さんたちから私も声を聞いております。川俣町はシャモ肉の遊び場は造るけれども、

屋内遊び場は造るけれども、人の子どもの遊び場は造らないんでないのかいと。子どもだって普通交付税の人口の対象ですよ。シャモはなんぼ飼ったって、これ普通交付税ではこないと思うんで、早く、ひとつ設置できることをまずお願いしたいと思います。

それでは、時間がないので、どんどん進みます。次に、町職員はなぜ定住しないか、定着しないかですが、いろいろ町長のほうからも今いただきました。まず、今、町の職員の条例定数と今の現在の町職員の数、分かりましたら教えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

定数であります。町長部局が132名、議会の事務局が3名、選挙管理委員会の事務局が1名、農業委員会の事務局が2名、教育委員会の事務局が12名、教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関が23名、水道事業に従事する職員が7名、合計で180名となっております。現在の職員につきましては120名でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 正しく条例定数は180名となっているのが川俣町の職員の定数条例であります。これ、いろいろリストラやったりいろいろして、職員は少なくなったのは分かるんですが、定数は定数ですので、条例で決めてあるので、これはきちんと定数を守るべきだと私は思うのであります。ましてや、こういう震災時期でありますので。

次に、今年の3月いっぱい早期退職者がありました。あと3年、2年を残して辞めた方がいるんですが、そういう人たちに、健康を害されている方はしょうがないとしても、何か町として引き留めるような策はしたのかしないのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

慰留につきましては、各職員が退職願を提出したときに、私がまず理由等を確認したうえで慰留を図っております。その後、また私と副町長が2人で話をいたしまして再度確認をし、慰留を進めてまいりました。その後、町長とも本人が面会をいたしまして慰留を求めましたが、残念ながら本人の意志が固く、今回引き留めることができませんでした。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これは町には職員退職勧奨に関する要綱はまだあるんですが、現在退職勧奨制はやっているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

要綱はございますが、勧奨はやってございません。答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 退職勧奨制度はやってないということなんですが、そうすると、

早期退職された方は依願退職という扱いなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

自己都合ということになります。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうすると、何の恩恵も受けられないと、退職勧奨の恩恵もないということですね。それでは、私ちょっと風の便りに聞いたんですが、早期退職された方、2名ほど再就職されたというような話も聞いております。他に再就職するくらいの元気があるんだったら、こういう時期なんだから町に残っていただいてがんばっていただきたいなと思ったんですが、やはりそういうことも把握しながら町はやっていくほうがいいのではないかと私は思っております。

あと、時間もないから私やりますけれども、ひとつ、これからも、こういう時期ですので、優秀な職員がせっかく役場に入って30数年間、40年近くもなって、あと2年や3年で辞めるということは非常に情けない問題だと私は思いますので、町のほうもししっかりと人事管理をやっていただきたいと思うんですが。

あと、新しく入った新規職員なんですが、1年やそこらで辞めてしまうということは非常に私は残念なんですよね。せっかく覚えた頃にパッと逃げられてしまう。町長も言っていますけれども、これは川俣町の問題ばかりじゃないんですね、今ね。私知っている方もいますけれども、宮城県のある町に就職された私の知っている息子さんも、そっちを2年間で退職しちゃって福島の市役所に入った。中には、私と同じ職場にいた方も岩代町から採用になりました。けども、5年もいたら消防署から二本松の市役所に行っちゃったと。これは何かやっぱり問題があるんじゃないかということ。ただ、あと現在、役場の職員で、川俣町職員でいながらですよ、他町の自治体の試験を受けることは別に何も法に抵触はしてないと思うんですが、そういうことは町で把握しろって言っても、これは無理な話で、黙って受けんだべからね、そういうことは把握していないですよ、いますか、どうぞ。いいですか、民間だったら、例えば民間から官を受ける場合だったらいますよ。そうすると、引き止め策とかいろいろ、辞めるとか、じゃああれなら辞めろとか言われますけれども、官官同士だと甘いんじゃないかと思うんですが、その辺どうぞ。答弁あったら、なかったらいいですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） なかなかこれ返答こない、答弁こないと思うんで、今回のこれ町で試験やって5月の20日に一次試験でなった方いるんですが、だいたいこれ一般事務、土木、建築、電気、何回やっても土木、建築、電気には応募者がいないということですね。一般行政職は15名の方、一次試験合格されたみたいですが、それで、合格された方の採用候補登載、これ町のほうは例えば二次試験合格された方、8名採用された方、例えば10名くらい登載するとかという、どのくらい登載するか、その辺どのようにやっていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今まで採用を全部しておりますので、登載じゃなくて全部採用しております。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これは登載されて全部採用されることは一番結構なことなんです、やはり今回みたいに、こういうふうには1年や2年で辞められますと困ったものなんだと思うんですが、登載というのは、候補者の登載されるやつは、期間というのは何年なんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

1年でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 正しくそのとおりでございます。1年間でございます。

そうすれば、今回は、一番は町は全部二次試験に採用された方は全員採用すると。候補者登載には載ってないということでございますので、ただ、二次試験だって全部が一次試験入って全部が二次試験に合格するわけではないですよ。そういう点から、やはり本人、1年、2年で辞めていくのなら、多少なりとも候補者をおいて、辞めるんだったら1年以内に辞めてくれと。そうすれば、登載候補者が上がり繰り上げ当選ではないですけども、そういう制度をやっているわけですので、そういうものもこれから考えていかなきゃならないですよ。これ、いつ辞めるのかな、採用したけども、来年辞めるんであめとか、だんだんこれから今、採用の年齢幅がどこの市町村も広がっているんです。昔は27歳くらいが公務員の上限だったですね、採用試験では。26歳、27歳。今は30歳以上でも採用しますので、川俣町に腰掛け程度に入って、仕事やっても、ちっともおもしろくないな、ここの町は仕事やる気がないなんて言って、ほかの市町村受けてパッと行く方、これからだいぶいると思うんですよ、そういう方も。ましてや町村の給料表より市の給料表は、町村は6級ですけども、市は8級ですから、いろんな意味で条件的にいいですから、そういう点でも、これからだんだん広がる考えが私はあると思うんですよ。そういうこともきちっとしながら、いや、別に宣誓書に、私は川俣町の職員に一生いますなんていう附則でも書かれるのならいいんだけども、これ規則でもなんでもないからね。あくまでも宣誓書は、川俣町だろうが、どこの自治体であろうが、みんな宣誓書っていうのはみんな同じだね。そういう意味でやはり本当に川俣町でがんばるんだというような職員をやはり採用して、この町をがんばっていただきたいと私は思うんですが、そういうことで、やはり土木、建築だの技術職の方たちというんですか、職種別の受験がないということは、私、川俣町みたく町村にはなかなか受験する人がいないと思いますよね。だと思いませんか。やはり市あたりでは10人も20人も福島市あたりも採用してますけれども、やはり川俣町でいえば、これ土木、建築だのも担当しているいるけれども、専門職として採用して、それを活

かすのならいいけれども、その点もやはり考えながら採用するべきだと私は思います。だんだん市町村の格差というのはだんだん出てくるものでしょう。昔みたく公務員になったら一生公務員でがんばるんだというような、今、世の中ではないですから。いいところがあったらそっち行くというようなことなんで、その辺もしっかりと人事管理お願いしたいなと思いますので、この質問はこれで終わります。

次に、3番目ですが、75歳以上の町民バスの運賃の無料化でございますが、川俣町も高齢化がかなり進んでおります。今まで元気で運転された方も70過ぎれば適性検査を受けて、自分では大丈夫だと言っても適性検査でだめならば、これ免許取り上げになるわけですから、そういう方がどんどん出てきます。それで、町長も分かっていると思うんですが、福島市は市内バス、福島交通のバスは今までもずっと無料だったですよ、75歳以上。今回、福島・川俣間、青木平まで福島市の方は無料です。何回乗っても無料です。川俣の方は全額払って同じ福島に行っても払うわけですので、そういう意味で、やはりこれ川俣もいろんな路線バスがございます。街なかタクシーもあればいろんなありますけれども、やはりこれだけ高齢化が進んでいるわけですから、やはりそういう人たちにも福祉サービスをするべきだと私は思うんですが、やはり私にも何人か電話をいただきました。なんだと、新聞見えてですね。合併したらタダだったべと、合併しなかったから、おらほうは錢払って福島行かなきゃならないと。福島の人は茂庭のおっつきから医大に来てバス賃はタダだと。我々はバスに乗っていくんだということで、やはりこれはお互いに自立した町なんだから、町もそういうことを考えているんだかいけないんだか、ひとつお答えを願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はどれですか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、福島市では確かに22年の10月から無料化を実施しておりまして、その中では特に大きな目的としては、路線バスの利用促進というのと高齢者の外出の応援ということでございますけれども、福島市の場合、福島交通のバスが福島市の中心部に向かって放射状にかなりの路線が走っておりまして、例えば市内の循環コースということで2コースほど設けられてまして、市内に向かうためのバスの無料化ということもあって、そういった高齢者の75歳以上の無料化ということをやられているんだと思うんですけれども、あと川俣につきましては、前に公共交通会議をもちまして町のバスの利用、これは平成20年頃の状況ですけれども、その利用状況の中で、いろいろ送迎をしてもらう、例えば医療機関に送迎をしてもらって、その帰りにバスを使うとか、そういう形で、川俣の場合はなかなか放射状と言いますか、川俣の中心部にいろんなバス路線を使って集まるというのがいろいろと厳しい状況もありますので、まず具体的にどのように今現在バスを利用されているかというものも踏まえながら、今後どのような高齢者の方が社会参加と言いますか、町の中に出てきていろいろとやる、活動できるような生きがい対策づくりをどうすべきかというようなことを考えながら進める必要があります。また、これは別な話ですけれども、1つに介護保険の事業がありま

すが、介護予防の事業の中では、いろいろと生きがい対策、高齢者の方が家にこもらないように事業ということでやっていまして、今も食生活と、そのほか歯の健康のやつをこの間6月6日から9月までで7回の開催でやりますけれども、そういった中ではタクシーの相乗りによる送迎というのもその事業の中に組み込みまして、約30名ほど集まっていますけれども、そういった中では、その送迎によって集まってきて、その事業の中でいろいろと学んで帰って、また次回も出たいと、そういったこともありますので、そういった施策も併せて考えながら、高齢者の移動対策と言いますか、そういったことについては考えていくべきではないかと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、保健福祉課長から説明されました。放射線状でないと、これはなかなか難しいんだと。一応バスは別に放射線状に走ってるわけでないんだね、上さも脇さも走っているんですが。福島の場合は放射線状になっているだけであって、川俣だって町役場を中心に放射線状にすればバスは走っているわけですから、別に放射線状でないからでなく、私は、あくまでも75歳以上の方にやはり無料化をやるべきでないかと思っているわけでございます。福島の場合は面積も広いです。利用度もかなりあります。2万人くらい、今福島では75歳以上の方いますよね。それで福島市に避難されている方も無料なんですよ。そういうことを町は把握していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、福島の路線バスの高齢者の利用促進事業という事業であると思いますが、確かに避難の方については、平成24年の4月25日から避難の方も該当になるということで把握はしております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 誠にそのとおりでございますね。

これは原発被害者特例法第4条の届出をすれば、避難者も無料でバスに乗れるという、非常に良い制度だと私は思います。これですね、やはり他町村からも福島あたりにはかなり避難していますので、こういう制度がどんどん利用されていると、ますますそちらのほうに人口が増えて、ますますこっちのほうは人口が減っちゃうんじゃないかなと、そういう対策も必要に私はあるんじゃないかなと思います。それで、さっきも町長がバスの利用度がどれだけあるんだなんて、今ほとんどバスなんて、私もたまにバスに乗って行きますけれども、やはり路線の福島・川俣間のJRバスだって、やはり搭乗率が悪ければ、だんだん廃止になる可能性だって私はあると思うんですよ。なるべく廃止にならないようにこういう制度を利用しながら、やはり存続をするのも一つの自治体の役目じゃないかと私は思うので、是非とも前向きに検討していただきたいと思います。この点はこれで終わりたいと思います。

それでは、最後に、時間もだんだん無くなってきましたので、1番目の中心市街

地活性化の重点事業でございますが、現在作成中でございますね。町の中心市街地活性化事業。以前は名前がちょっと19年以前にはちょっと中心市街地活性化法というのとは別な名前で町も策定した経緯がございますね。それで、以前の前のやつのもも私ちょっと資料を持っておりますが、それを検証しながら新しいところの活性化計画を作るんだということですが、本当に町は本当にこれをやるんだというような考えを示していただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

町長のほうから答弁ありましたとおりに、ただいま現在、確かに重点事業というものの絞り込みのために、今後ワーキンググループ及び策定委員会等で協議を進めているところでございますが、当然、前計画の検証の下に前計画の時代的な経済背景、そういったものも含めまして今とは大きく違う点もございます。それを含めましても、今回、市街地活性化の中で協議をきちっと進めながら、重点施策を絞りながら、町としても今まであります課題等の克服のために全力で協議を進め事業の具現化に向けてがんばってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、策定されている中心市街地活性化計画ですね、これは内閣総理大臣の認可が必要ですね。町は計画を立てて、申請して認可するくらいのあれをやろうとしているんですか。ただ、計画立てて、あとはやっことないんだというような考えなのか、その辺。申請して、認可するのかしいのか、その辺。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

国のほうの要するに大臣の認可を受けるためには、10月をもって申請の期日というのが決まっております。それに向けまして今進めておりますのは、6月、7月でワーキンググループをやりまして、それで重点作業を8月、9月中に絞りまして、事業計画を9月に取りまとめをし、10月に申請をするという、そういう計画で大臣の認定を受けるという視点の中に入れて進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今度は総理大臣に申請をして、認可をするようにやりたいということでございますが、これ19年から中心市街地活性化法が名前変わったんですが、今まで認可されたという町村はあるんですか、全国で。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

認可されている町村はあると思いますけれども、ただ数等、そういったものは申し訳ございません。手もとの資料で調べたものがございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 私が調べた範囲では、町村で認可、19年から今まで、町村で認可された町村は1町村、1団体もありません。ほとんど市です。111市、138計画が認可になっております。だから、やはりこれよほど本気になってかからないと、これはなかなか内閣総理大臣の認可になるのは難しいと思うんですが、その辺もしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、中央公園の再整備に入りたいと思います。中央公園にはいろんな、都市公園でございますので、自然を活かした町の中心地にある公園でございます。その中にはいろんな植物も植えております。先ほど町長もいろいろ、各種団体からいただいた植栽、そういうものもいろいろあると。みんなに協力してもらっているんだということですが、なかなか、あそこにいろいろ植栽しても、花桃なんていうのはほとんど枯れていきますね。私も近くにいますが、しょっちゅう上って行きますので、はい。なかなか草に負けちゃうんですよ。だから結局、植えてもみんな枯れちゃうんですね。だから、せっかくやったやつ、せっかく無駄。あそこにやはり相当やはり予算を付けて、本当に町の中心地、福島で言えば信夫山みたいなものですから。やはり、もう少し考えた私やり方をすれば良いんじゃないかと思うんですよ。それで、これから町としては中央公園はどういうふうな方向づけでいくのか、考えているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、同僚議員からも出ましたが、ヤマツツジなんて結構斜面にあったんですが、野外音楽堂の上なんてほとんどヤマツツジあったんですが、ほとんど今ないですね。せっかく町の花なので、ほとんどありません。

それで、やはり皆さんご存じのように、中央公園には平成4年8月にすばらしい二本松出身の橋本堅太郎さんが造りました小手姫像があるわけですね。あの小手姫像、今一躍有名になったんですよ、これ八重の桜で。鶴ヶ城に今度、八重の桜の銅像を造るんだと、そして橋本堅太郎さんが制作してやると。この秋には出来るということでございますが、県内にも日本芸術院の会員であります橋本堅太郎さんですか、この方の造ったというのは県内に3か所しかないんですよ。川俣の小手姫像と、あとは二本松の少年隊、今度出来れば若松と3か所なんですよ。そうしますと、やはり興味のある方は、やはり見に来る方もいっぱいいると思います。やはり、だから、なんだ、せっかく立派な小手姫像あっても、こんなものかなんて思われないうちに、やはり整備するのも行政の仕事だと思います。今行って小手姫像のわき、町長行ったことありますか。除染された、埋めたトラロープが張ってありまして、危険ですから立ち入らないでくださいと、0.3マイクロシーベルトと書かれてありますが、立派なこういうものがあっても、あんなところに危険物を置くのは私いかなものかと。私、ちょうど桜祭りのときに福島から来ていたご夫婦の方に会いました。あらら、お父さん、これ危ないからよさっさんなって、そんなような状況ですよ。やはりそういうことも整備しながら、これやって。だから、あそこは、

やっぱり難しい公園だと思いますよ。だったら、やっぱり人を呼ぶんだったら、いろんな策なんですけど、やはりそういうことも町としては、やっぱり計画を立ててきちんとやるべきだと思います。それで、やはりあの公園を整備するのにも、観光客を集客するのにもなかなか難しいと思うんですが、やはりやる気があれば私は町の中心地にあるんですから、一生懸命がんばっていただきたいと思うんですよ。それで、桜咲く頃はいいんですが、あと桜終わってしまうと湖みたくなくなっているんですよ。この辺は。だから、桜の後も何か四季折々に楽しめる公園にする考えはございますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

鳴原議員も近くでありますから、毎日上られていただいていると思っておりますが、私も時々行くんでありますけれども、あそこところは本当に川俣の、ご質問にありますように、私もシンボリックな中央公園としていきたいと思っておりますので、上って向かって左側の方のクヌギ林などの間伐なども行ったんでありますけど、今回このような事故が発生して、今、仮仮みたいなこともやっている状況もありますけれども、それはしっかりと整備して、ご質問にありますように川俣町の中央公園を本当にみんなが楽しんで上れる、また来て喜んでいただけるような公園にしていきたい、そんなふうに思っておりますので、今お質しにあるようなことも十分私も思っているわけではありますが、ご理解をいただきながら、ご協力もいただきながら、これから中央公園をしっかりと整備してまいる考えでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 整備していくということですが、私も川俣の歴史のある町なんですよ、織物で栄えた町でございます。そういう中でも、やはり中央公園には何のそういうふうな歴史のあるものはない。私は御霊神社に川俣銀行の銀行記念碑があるのを町長分かりますか、あるんですよ。なかなか川俣の方は分かりませんよね。ああいうやつも今誰が管理、誰の持ち物か、ただ御霊神社のあそこにすばらしいものがあるんですよ。あれが、ああいうやつも、やはり中央公園に移して、了解得ればですよ、移したほうが、ああ、こういうものもあるんだなと歴史が分かるんじゃないかと思えます。これは合併問題のとき、川俣町、今退職された方ですが、川俣町の職員の方に電話来たはずで、何回も、福島から。川俣の川俣銀行の銀行記念碑というのがあるんだけど、どこにあんだべと。私にも電話きました。鳴原さん、中央公園にあるのかと。中央公園にはそんなのないぞと、私は言いました。あるのは御霊さまだと、御霊さまに行ってみると、やはり何人かの方は行っみたいですよ。やはり私も前からこれは知っていましたから、やはり、ああいうやつも川俣の歴史ですので、やはりあそこに置くよりは中央公園にでも置けば、記念碑もある、小手姫像もあるということで、いろいろ川俣の歴史にもなるんでないかと私は思っておりますので、そういうことも町で積極的に考えたほうが良いんじゃない

いかと思います。あそこにただ置いたって、なんだこれなんて言うくらいで、もったいないと思うんですね。あそこに書かれています、これすばらしいんですよ。日本でも大泉吉三さんがやった写真集にありますけれども、やはり全国でもこういう小さな町で銀行あったなんていうのは、これ本当に珍しいものですから、そういう立派な記念碑があるんですから、ああいうやつも町長、これから、ただの石ですが、やはり中央公園に持ってくれば宝になるかと思うんですが、そういうことも考えていただきたいなと思っておりますので、がんばっていただきたいなと思います。

あと、町の中心市街地も、やはり私も以前に質問させていただきましたが、まず私ら子どもの頃と何も変わっていない町の状況でございますので、いち早く、やはり町の中心市街地の活性化を整備するのも必要だと思いますね。街路灯、川俣町の歩道だって、私ら中学校の頃もあのままですから。やはり、あそこもフラットにして歩きやすい歩道にするとか、あとは各町内の街路灯、景気の良いときはみんな各町内で競い合って街路灯造りましたけれども、こうなってくると皆様、維持管理が大変でございますので、町が積極的に入って、やっぱり街路灯なども統一した街路灯を造る考えがあるかないか、お伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先の答弁でも述べてありますとおり、議員ご指摘のとおり、町として川俣町の中心市街地は一つの川俣町の顔でございます。そういうことも含めまして、今回協議の中で、先ほどから言っていますグループ関係の協議の中で、そういった課題を出しながら、良い提案、そういったものを絞り込みながら今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 一生懸命がんばってやってください。

ちょっと私、言うの忘れたんだが、先ほどの小手姫像、最近かなり台座はあそこあれ銅なんですかね。石でないですから、かなり目尻が剥がれて中に水が浸透しているようでございますので、後で私写真あげますけれども、かなりひどいですから、やはりああいう維持管理もしっかりやっていただかないと後世に残すことはできないんじゃないかと思うんで、やっていただきたいと思ひます。

時間もそろそろなので、最後の質問にさせていただきますが、公共施設の案内標識ですね。川俣町は、ご覧のとおり、保健福祉課長が放射線状になってないから、なかなかこれ大変だと私は思うんですが、町内も。川俣町はよく言われるんですよ。川俣に入っと、どこから入ったらいいんだか、どこから入ったのか分からないって言われるんですね。今の済生会さんのすばらしい道路を入ってきて、入ったはいけれども、狭くなって、どこに行ったらいいんだべとというような状況ですよ。あと、館ノ山線から、市街地なんていうがな、市街地というだけであって、どこに、どういう施設があって、どっちへ行けばいいんだというもの、今は車にナビが付いているからいいだろうなんていう問題ではない。美観的な問題もございまして、

そういうことをしっかりやって、ところで他町村のいろいろ、こういう案内標識があつて検討されたことはございますか。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

他町村との案内等の比較ということでございますが、基本的に議員ご指摘のとおり、案内するもの、他市町村の道路としての案内、あるいは施設としての案内、あるいは観光としての、その目的それぞれに応じた案内のある程度の統一的なもののデザイン等を検討してまいりたいと思います。ですから、他町村との比較はあまりしたことございませんが、今回の中でも、そういう形で目的にあった形での案内板、あとは規則がございます。道路の案内標識に関しては。そういうものにきちっと準拠しながら整備を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そのとおりですね。3月議会にも条例改正が出ましたね。町道の道路標識の寸法の問題、いろいろ、あと町道の問題と、これ都市公園の問題、よく出ます。町道の標識ですね、道路標識ですね、町道の。正しく今、福島のほうから来まして済生会のところを曲がろうとしても、あそこにあれほどの看板が立っているわけですね。道路標識は大きいのがあります。その下にも川俣町体育館こっち、町でも体育館と農村広場はこっち、小島交流館はこっち、どこに行ったらいいんだかなんだか、小島交流館のこだなっているわけですから。あとはいろんな民間のある、役場のただだつてあそこに3か所あるんですよ。羽山の森美術館、小島交流館、体育館、農村広場、別なのがいっぱいあるんです。どこにどう行ったらいいのか分からないので、統一したやつを町できちつとやはり私はやるべきだと思うんです。ましてや、この災害で避難されている方が来たわけですね。どこに行つていいのか。標識あれば、ああ、ここに行けばいいんだなと、この学校に行けばいいんだなということが分かります。みんなで書いたやつ持つて行くんじゃないくて、ああ、この町はこういうふうにやさしい町だなということも私は必要じゃないかと思います。是非とも、これは私はそんなに予算かかるような問題ではないと思うんですが、しっかりとこれやるべきだと思います。他町村に行きますと、本当に公共施設以外でも、やはり看板造っているんですよ。二本松なんて行ってみなさい、どこに行つてもありますから。分かりやすいんですよ。やっぱり、そういうことで、町もしっかりと取り組んでいただきたいなと思うわけでございます。

時間も無くなってきましたので、ひとつ中心市街地活性化計画、是非とも内閣総理大臣の認可になるように期待をしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、鳴原利光議員の一般質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

(午前 11 時 00 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、1 番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 1 番議員の村上源吉です。平成 25 年度も事業が進みまして 2 か月が経ちました。復興・復旧の事業の取り組みについて、町のインフラ整備等についての当局の考えを伺います。

まず、国が示した復興予算については、川俣町が避難地域を除いて、町内においてもインフラ整備等に利用可能な予算が多く盛り込まれております。町民、子どもから高齢者の方々が、安心安全で、より良い環境を出来るよう取り組むべきと考えますが、当局の考えについてお伺いいたします。

第 1 項目、第 1 点目、都市計画に基づく道路等の整備進捗状況は。(1)歩車道のバリアフリー整備について。2 項目、都市下水路等の整備について。

大項目の 2、工業試験場跡地利用について。利用計画は出来たのか。

以上について質問させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 村上源吉議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「都市計画に基づく道路等の整備進捗状況について」の「歩道等のバリアフリー整備は」のご質問でございますが、都市計画道路につきましては、平成 14 年度に見直しを行い、街路 8 路線、総延長 1 万 2,190 メートルに整理したところであります。そのうちの 3 路線は県決定案件の街路で、残り 5 路線につきましては町決定案件の街路となっております。都市計画道路の歩道等のバリアフリー整備済みの箇所につきましては、鶴東・川原田線の全区間の延長 2,980 メートル、壁沢・川原田線の一部の延長 1,240 メートル、熊ノ宮・赤坂線の一部の延長 280 メートルの 3 路線で、総延長は 4,500 メートルとなっており、延長ベースでの整備率は 36.9%となっております。

次に、「都市下水路等の整備は」のご質問であります。川俣都市下水路は、大作団地から川原田地内の延長 270 メートルが整備済みとなっております。町道新中町中道線の歩道下の下水路は、約 1,500 メートルであり、皆様から改修の要望をいただいておりますことから、町では、第 5 次振興計画に位置付けをしており、今後、国の補助事業の導入も視野に入れながら、事業実施の具体化に向け検討してまいります。

次に、2 点目の「工業試験場跡地利用について」の「利用計画は出来たのか」についてのご質問でございますが、寺久保地内の工業試験場跡地につきましては、建物を町の倉庫として活用しておりましたが、東日本大震災の被害を受けたため、平成 24 年 12 月に解体し、現在はさら地となっております。今後の跡地利用につき

ましては、敷地面積が大きく、まとまった土地であるため、できる限り震災復興に活用することとし、民間の活用も視野に入れた良好な住宅地の供給を誘導することなどを検討しているところでございます。また、跡地は町が借りておりますので、その土地の所有者とも十分に協議を行い、町及び地域にとって有効な活用となりますよう、スピード感を持って具体的な活用案を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 順不同になりますが、2 番目の工業試験場の跡地利用についてでございますが、まず、民間の活用も視野に入れた要綱がうんぬんとあるんですが、この検討はどういった機関で検討されるのか、お示してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は誰になりますか。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町長の答弁にございました利用計画の中での民間の活用の視野については、どういった機関で検討するのかなという質問だったと思いますけれども、町からの働きかけによって、そういった民間事業者への活用をお願いするというふうなことを考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） いろんな募集うんぬんということなんですが、これ土地を借りて、もう半年ですよ。そういった中で、やはり利用計画があって借りるものであると思うんですが、これから民間の募集をするというようなことでは、相当事業に遅れるんじゃないかと思いますが、これ、いつから実際にそういった募集等始まるのか、お示してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町長の答弁にもございましたが、予定されている工業試験場の跡地につきましては、町で現在、借地でございますので、その土地の所有者とも十分協議を行っていく必要がございますので、スピード感を持って対応はしますけれども、早急にそういった具体的な活用について結びつけていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 早急に、早急にと言うんですが、やはり今まで復興会議又はいろんな農業振興審議会とか男女共同参画とか、これたくさんの審議会や協議会が存在するんですが、25 年3 月の予算委員会に予算計上と審議会等の回数等が参考資料として出されたんですが、ほとんどこれ開催されていないんですよ。その辺の、協議会等があっても利用しないで新たに作ってということは、誠に時間がかかると思うんですよ。人選から入って、その辺ですね。やはり今現在の復興会議であれ、そういった機関を利用して早急の検討には入れないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しの新たな協議会等の組織ということは考えてございませんで、協議というのは、現在土地を持っておられる方の土地所有者と、その土地の利用について協議を行う考えでありまして、町のほうでその活用については検討を進めているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 内容については、それは協議は詰めなきゃならないと思いますよ。建物を建てていいのか、ただ運動場でおくのか、そういった利用には地権者との協議は当然しなきゃならないと思うんですが、ただ、借りて半年ですよ。そういった具体的な建物を建てるのか、さら地で利用するのか、その辺もまだ示されない状況では今後復興とか住宅とかいろんな供給を誘導すると言うけれども、はっきり言いつつまでに地権者と建物を建てていいのか、あとさら地で使うのか、町在地権者との協議はいつ頃できるようになるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しのとおり、この旧繊維工業試験場の跡地につきまして、建物は昨年12月に解体をしております、その後、さら地になってからはご指摘のとおり半年経過しているということでございますので、議会終了後、早急な形でご指摘のようなスピード感を持った対応になりますように早急に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） そうした協議の場合に、町のほうで建物を建てる、又は復興住宅を造るとか、あとは運動場で使うとか、いろんな所有者との話し合いが100%、まだ協議前なんですから補償されているわけではないと思うんですが、これ町のほうでは100%土地所有者と利用計画に自信を持って利用できる方向で協議できる考えでありますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ご指摘のとおり、有効な利活用に結びつきますように、今年度分の土地の賃貸借にあたりましては、当面これまでの賃貸借契約ということでお願いをしておりますけれども、現在の借地から今後、民間の活用も視野に入れた、そういった住宅地の供給となりますと、借地のままでいいのかということもございしますので、購入できないかということで、そういった協議も地主さんとは行っているところでございしますので、有効な活用になりますように今後努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 購入も考えているとなれば、相当これ中身も詰めての話が裏に

はあるような気がするんですが、その辺の裏には分譲するという考えも町では持っているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在は良好な住宅地の供給ということを計画しておりますので、その先について分譲の形をとるか決定したところではございませんが、住宅地の供給というふうな事業計画で動いておることを報告して答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 良好な住宅地うんぬんということは、これは復興住宅等に関係なく一般の住宅としての今の考えでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在考えております何か所かの復興住宅の用地の中の1つということで位置づけをしております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） それでは、復興住宅の用地ということも位置づけているということでございますので、その辺もやはり避難者の方々等ですか、被災者の方々等にやはりアンケート取る前に、こういった場所等の明示もしたらいいんでないかと私も再三質問したんですが、こういった場所がやっぱり示すべきだと思っております。今後、復興住宅も含めて考えているということであれば、町の方法で是非避難者の方々と被災者の方々等にお知らせをお願いしたい、その辺はお知らせを出す考えはありますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ご質問いただいたような、そういった住む所の判断材料という1つの条件でございますので、今後そういったいろんな条件、情報から条件まで含めましてきめ細かな情報を発出して、今後そういった、前に希望のアンケート調査を行った時点から一定程度の進捗が見られた、そういった条件について再度提供しながら、聞き取り調査などを実施してまいる考えでございますので、そういった形で周知については努めてまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） その辺は早急に周知していただきたいと思います。

続きまして、都市計画に基づく道路等の整備状況についてでございますが、今回、ファンズさんは都市計画道路の交差点の一部に再度建築するわけなんですけど、この都市計画道路からの後退はされて計画されているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 答弁いたします。

都市計画法第53条に基づく協議を県のほうに出していると聞いております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 協議しているということなんですが、後退するということによってよろしいんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 都市計画道路等の区域内の沿道に建築物を建築しようとする場合は、県の許可を受けなければならない規定になっておりまして、53条の許可によりまして建築に一定の制限を加えるということになっております。内容でございますが、2階建て以下で地下を有しないとか、構造が鉄筋コンクリートでないとかというような要件があると聞いております。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 多分示された計画道路関係は、多分建物は後退する、若しくは私もバイパスでかかった人間だからなんですが、計画用地の中に入った場合、新たに計画発表した場合には、整備されるときには建物を建てた場合に、後に建てたやつは無償で取り壊せという条件は入るんですが、ただ、今回ファンズさんは、そういった建物等を建てない。あとは歩車道の境界とか、そういったやつで多少後退するのかと。当初から。多分、計画道路関係示されると、建物はいっぱい建てたって構わないんですよ。ただ、無条件で壊さなきゃならないということが入って、私も福島の泉あたりをやっていたんですが、後退入ったところには建物はたくさん建っています。ただ、それが都市計画道路の実際の本整備に入るという場合には、無償で壊さなきゃならないということになっているので、多分建物は、そういった条件を満たしていればOKなはずなんですが、ただ今回、あの交差点の角、信号機が出っ張っている状況、ああいったものも小学校、中学校に行く交差点としては非常に障害物が多いんですが、そういったことで今回ファンズさんは道路の分としての、都市計画としての道路の分、後退するんですかと、させるんですかということをお伺いしているんですが、その辺どうなんですか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで答弁の整理のため暫時休議します。

（午前11時39分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時46分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を願います。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 都市計画道路でファンズさんが後退しているかということでございますが、協議をして、建物は後退済みということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 続きまして、街なかの都市計画道路が路線8路線あるんですが、

実際の町の中ですね、まだ道路の整備がほとんどなされていない。そんな中でも、子ども、老人関係ですね、そういった方々が、乳母車からシニアカーまで段差がかなりあって不便だという声が多く聞かれるんですが、やはりそういった段差の解消を都市計画道路、後退しないとできないということになると、ずうっとこれ全体が都市計画道路やるのにはすべての沿線住宅、商店街等が後退しなきゃならないんですが、今の現状を考えれば、今の現状でやはり歩車道の段差を解消する考えは町としてあるのかなのか、お伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 答弁いたします。

街なかの道路、特に町道新中町・中道線につきましては、現在、補助事業採択要件等や補助率を考えまして、道路維持修繕事業ということで現在今、検討しているところでございます。水路の整備と併せまして歩道や車道との段差解消、バリアフリー等についても、可能な限り考慮して整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） かなり街なかの歩道の段差等の延長があると思うんですが、やはり毎年計画的に進めてもらいたい。歩道を段差を解消することによって、町の中の水路等も当然これ並行して進めなきゃならない。そうすれば、街なかの今現在都市下水路の構造が悪くて街の中に水が入ってこないということもありまして、かなり悪臭がこれからの時期するということがあるので、その街なかの水路整備もすれば歩道の段差解消もなるので、年次計画を立てて、やはり毎年100メートル、200メートル、そういったものを逐次進めてもらいたいと思うんですが、その辺、早急な計画を立てていただけますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 答弁いたします。

年次計画を立てまして、整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上、答弁をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） もう1点だけお伺いします。

川原田御霊様の信号機から福島交通までの区間、これは国道349号線なんですが、川俣町のやはり当初の都市計画道路としては、ここも計画に入っているんですが、この国道の歩道の段差解消等は、これは県のほうでやるようになるのかと思うんですが、その辺の町として要望はしていけますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 国道349号線の大作地内から飯坂中道地内につきましては、今現在歩道がマウンドアップ、車道より一段高い構造となっております。

県のほうでは昨年といいますか、平成25年1月と2月に、やさしい道づくり推進協議会というものを立ち上げまして、道路利用者の方々等の意見を聞き取りをし

たところでございます。今申し上げました歩道の部分につきましては、マウンドアップになっておりまして、この路線と飯坂地区の県道の原町・川俣線が対象となっておるところでございますが、飯坂地区を第一次計画として実行した後に、そちらが完了しましたらば大清水地内の歩道の段差解消を引き続き進めていくというような計画になっておりますので、ご報告いたします。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 国で準備した復興事業で使える予算がかなり数多く、いろんな分野でも使える予算が組み込まれているわけなので、早急に川俣町でも町のインフラ整備等を進めていってもらえるよう、計画等を早急に作って議会のほうに提出してもらいたいことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で村上源吉議員の一般質問を終了いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時です。

（午前 11 時 54 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、6 番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 6 番 菅野清一であります。私は、今定例会にあたり、先に通告してあります大きく 3 件、細部 7 件について、当局の姿勢を質すものであります。

保安院をはじめとした政府の無策と、安全性を無視した原発事故の被害や、その影響は、日を重ねるごとに深刻さを増し、ふるさとを追われた者、仕事を失った者、生活の基盤を根底から破壊された者など、その被害は計り知れないものがあります。一昨年 12 月 16 日の政府の嘘で固められた収束宣言以来、4 号機の使用済燃料プールの冷却用ポンプの故障、停電、冷却水の漏洩、そして毎日 400 トンを超える汚染水対策と、現場は収束宣言どころではない実態が浮き彫りとなっております。冷温停止状態どころか高温継続、電源時々停止というのが現実の実態であります。建屋に入っているおよそ 9 万トンという汚染水と、今 400 トンを数える汚染水合わせて 39 万トンの汚染水対策に終わっている状況が続き、先に設置された組み立て式簡易タンクからは、ボルトの腐食やタンクのつなぎ目から汚染水が漏れだしているのが現場の実態であります。しかも、その放射性物質は 61 種類にものぼっております。また、先月 23 日正午には、東海村の日本原子力開発機構加速器実施施設の J-PARC において放射能漏れ事故があり、社員 33 人が被ばくするという事故がありました。原子力規制庁に届け出たのは、事故から 1 日半も経ってからというお粗末さであります。当日は、実験場の近くの学校では運動会が行われていたというから、正にこの原子力村の人たちの無神経さにはあきれざるばかりであります。この事故は、国際評価レベル 1 でありました。東海村の事故、そして高速増殖炉もんじゅの 1 万点にも及ぶ点検漏れ、これでは福島事故が起こるのは当然のこと

あります。しかも、この一度も運転をしたことのないもんじゅに政府は、これまで1兆1,000億円のお金を投資してきました。また、先に廃炉が決まったMOX燃料と濃縮ウランを燃料とする重水減速沸騰軽水冷却型のふげんには、廃炉費用だけで1,000数百億かかると言われております。正にやりたい放題のこの原子力村の税金の大量浪費の裏側では、福島原発の被災者に対し、わずかな賠償金で済まそうと、放射線安全基準を1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに勝手にはね上げ、区域再編という名の下に健康被害の安全基準も確立しないまま帰還させようとしているのが、この区域見直しの実態でもあります。正に、住民の安全・安心と健康に責任を持つ立場にある基礎的自治体の基本的姿勢が今大きく問われていることから、次の3件について当局の考えを質すものであります。

まず、1点目として、昨年9月、新聞に発表されましたアブラムシの一種であるワタムシの生態系の異常、そしてセイタカアワダチソウの異常、これらの生態系の現実と健康被害の対策についてであります。その1つとして、甲状腺がん検査2次検査実施の対策については、どのようになっているのか。また、生態系異常の実態をどのくらい把握しているのか。

大きな2番として、政府直轄の宅地、農地の除染計画の実態についてであります。

まず1つ目として、農地除染の内容についてであります。いくらで契約して、その面積はいくらなのか。

2つ目として、農地除染の仮置き場の実態はどのようになっているのか。

大きな3番目として、緊急時のいわゆる20ミリシーベルトの緊急時の定義とは何なのか。積算線量での区割り再編案に整合性はあるのか。

細部1件目として、積算線量での再編で地域再編が本当に可能だと思っているのか。

小さな2つ目として、表示されている賠償額、いわゆる紛争審査会で通した国の賠償額で具体的な生活再建は可能なのか。

小さな3つ目として、積算線量での区割りは法的には何ら問題ないのか。これは、憲法13条、25条、29条の3つであります。以上、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

まず、「生態系異常の実態と健康被害の対策を」の(1)「甲状腺ガン検査2次検査の早期実施の対策は」についてのご質問にお答えいたします。甲状腺検査につきましては、山木屋地区の0歳から18歳までの対象者は、平成23年10月に医大病院で実施いたしました。それ以外を対象者につきましては、11月に保育園と幼稚園、小・中学校並びに町保健センターでそれぞれ実施をしております。合わせて2,188人が検査を実施いたしましたが、しこり等が認められ、2次検査が必要と判定されたのは、このうちの8人であり、全体に占める割合は0.36%でありました。2次検査は、医大病院外来において詳細な超音波検査や採血、尿検査、更に必要に応じて細胞診等が実施され、事後の管理等につきましても「県民健康管理セ

ンター」で行われております。平成23年10月から開始されました甲状腺検査も今年度で県内全地区が終了し、平成26年4月以降は2回目の検査となる本格検査が行われることとなっております。この本格検査は、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して検査を実施するものであり、長期的に見守っていく体制が整えられております。甲状腺検査の実施に伴い、2次検査の対象者も一定の割合で認められることから、福島県においては、平成25年2月より週に1回であった医大病院外来での検査を2回に増やし、また、2次検査ができる医療機関を医大病院の他にいわき地区、県中地区にも拡大する予定で検討が進められております。2次検査は、県民健康管理センターで対応しておりますので、町といたしましては、町民の健康管理の一環として、1次検査の受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。また、環境省では甲状腺検査結果の評価に必要な広域的な知見を収集するため、青森県弘前市など県外3県の約4,400人に対し超音波検査を行った結果、A1判定が42.5%、A2判定が56.5%と、福島県の検査結果とほぼ同じ傾向だったということであります。今後とも、県民健康管理調査をはじめ被ばく医療に対する県との情報の共有を図り、関係機関との連携を密にしながら、生涯にわたり町民の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、「生態系異常の実態調査をしているのか」の、ご質問でございますが、生態系の調査につきましては、対象生物の個体数や分布範囲、外見上の調査のみならず、遺伝子の解析や長期間にわたる調査に基づく比較検討など、専門的な知識と経験が不可欠であり、当町独自で実施することは難しいと考えております。生態系の異常に関する調査につきましては、琉球大学の大滝准教授の研究室が行った蝶の1種である「ヤマトシジミ」の調査や、日本獣医生命科学大学の羽山教授の行ったニホンザルの調査など、民間の調査によるものが主なものとなっておりますが、環境省におきましても本年3月14日に「平成24年度野生動植物への放射線影響に関する意見交換会」の開催や、平成25年度予算に「放射線による自然生態系への影響調査費」として6,100万円を計上するなどの取り組みを行っており、この中で、自然環境下に放出された放射性物質による自然生態系への影響調査を行うとともに、情報の公開及び関係者間での情報共有を推進することにより、放射線による自然生態系への直接及び間接的影響の全体像の把握を目指すこととされたところであります。当町におきましては、このような情報を収集いたしますとともに、アドバイザーとしてご協力をいただいております近畿大学のご意見を伺うなどしながら、検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目「避難区域の宅地、農地除染計画の実態は」の(1)「農地除染の内容（契約金額、面積）は」についてのご質問でございますが、環境省福島環境再生事務所に確認しましたところ、山木屋地区の除染につきましては山木屋地区11行政区の住宅、建物など及び4行政区分の農地等の除染を内容とする平成24年度川俣町除染等工事を平成25年1月11日に公告し、平成25年3月11日に業者と契約をしているところであります。契約金額につきましては、総額で約187億5,

000万円、農地の面積としましては約294ヘクタールとなり、農地除染方法は表土はぎ取りを基本としております。

次に、(2)の「農地除染の仮置場の実態は」についてのご質問でございますが、山木屋地区の除染にかかる仮置場につきましては、生活圏の除染と農地の除染に取り組むこととなっており、仮置場の必要面積40.9ヘクタールが国より示され、今後の除染について、国、町、地域と協議を重ねながら進めてきたところであります。仮置場については、行政区ごとに設置することとして取り組んでおり、山木屋地区11行政区のうち、1区、甲2区、3区、4区、7区の5つの行政区について借地契約が完了し、仮置場の目途がついたところであります。また、乙8区については、借地契約の締結を進めており、甲8区については、地権者との借地契約の準備中であり、残りの乙2区、5区、6区、9区については、現在も仮置場選定について地権者等と話し合いを続けている状況でございます。

次に、3点目、「緊急時の定義と積算線量での区域再編に整合性はあるのか」の(1)「積算線量での再編で地域再生が可能だと思うか」についてのご質問でございますが、区域の見直しは、被災地の復旧復興を加速させるため、線量に応じて3つの区域に分けるものとされております。この区域見直しを行うことで、立ち入りの制限は緩和され、復旧・復興事業を進めることが可能となり、帰還に向けた環境づくりができると考えております。時間を要するものもあることは理解しておりますが、除染を進め、復旧・復興を進めることで、帰還に向けた環境が作られ、地域の再生に近づいていくものと考えております。

次に(2)「提示されている賠償額で具体的な生活再建は可能か」についてのご質問でございますが、いまだ全ての賠償について示されておらず、除染も進んでいない今の状況においては、帰還する、帰還しないにかかわらず、特に農業、酪農等は除染が完了しない限り、原発事故前のような生活再建は困難と考えております。事業所についても、インフラ復旧が進まなければ再建は困難と言わざるを得ないと考えます。財物として建物・宅地の賠償基準について示されてはおりますが、農地や山林の賠償基準は定まっておらず、また山木屋地区は区域見直しを行っていないため、本格賠償の手続きすら行うことができない状況となっております。賠償を進め、生活再建について考えるためにも、区域見直しを行い、速やかに賠償の内容の詳細を説明するための住民説明会を実施してまいりたいと考えております。

次に(3)「積算線量での区域割りは法的に問題はないか」についてのご質問でございますが、原子力災害特別措置法第20条第2項において、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣は、同法第26条第1項各号で定められた緊急時応急対策のうち、同条項第1項で規定された「避難の指示又は勧告に関する事項」について、「的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認められるときは、その必要な限度において必要な指示をすることができる」とされております。避難指示区域の見直しは、被災市町村の復旧・復興を加速させるため、線量に応じ避難指示区域を3つの区域に分けるものとされておりますが、これについては、当該条項に基づくもの

であり、法的に問題はないものと考えております。以上で、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 国のマニュアルどおりの回答をいただきまして、ありがとうございました。とりあえずその生態系の異常の問題なんですが、これは一昨年の9月の北海道新聞及び東京新聞に載った記事ですよ。これは北海道大学農学部教授の秋元教授が調査をして発表したものであります。多分、坂下地区だと思うんですが、アブラムシの一種のワタムシ200匹を採取した中から、20匹に触覚のないもの、足がバラバラなもの、腹が2つに割れているもの、そういうものが出てきたと。脱皮することを繰り返していれば、気管支そっくりが抜けていると。これはDNAが何らかの放射線障害によって起こったものとしか考えられないと。で、その後、TBSの番組の中で、Nスタの放送で昨年の11月30日オンエアされたのが、いわゆる外来種であるセイタカアワダチソウの先が縮れて伸びていないと。飯館から見れば5分の1の程度でありましたが、そういう生態系があったと。私3月議会でもこれ言ったはずなんですよ。すぐ調査するということだったんですが、近畿大学に聞いたって分からないでしょう、近畿地方じゃないんですから。調べたのは北海道大学農学部ですよ。ちゃんと名前も出ています、秋元先生ですから。これ、確認しましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 質問にお答えいたします。

アブラムシの調査を行ったのは、北海道大学農学研究員秋元信一教授であります。

○6番（菅野清一君） 議長、当局に注意してください。質問に答えるようにね。

私、名前を聞いたんじゃないの。3月に調査するって言ったのにやってないから聞いたんです。やってないのは、なんでやってないのか。近畿大学に聞いたっておかしいでしょう。近畿大学と北海道は別ですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 前の質問に答えてください。

○町民税務課長（佐藤修一君） こちらについては申し訳ございませんが、調査しておりませんでした。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 本来、これ今、町民税務課なんですけど、これは生活環境係だから答弁したんでしょうけど。これ私、3月の議会で質問したんですよ。やっぱりあの放送あってから私のところにいっぱい電話きました。どういう状況になっているんですかと。確かに理論上はそうなりますよ。積算量が44.4ミリシーベルトですから、あの地区は。山木屋地区で一番低いところでも9.8ミリシーベルトです。平均で15から20ですよ。多分、庁舎というか課長の中でも、これは認識ないんだと思うんですけど、そうやって平気でいられるっていうことは、一昨年の8月28日、文部科学省が6月から7月にかけて調査した土壌汚染マップっていうのを発表していますよね。被災地の中で唯一川俣ですよ、公表したのは、住民に。それはそれで評価しますよ。9月8日に確か川俣はホームページに載せていま

すよね。それを見ると、坂下水境地区が134、137合わせて1平米当たり165万ベクレルと。高太石が125万ベクレル。私のところは低いといわれても44万4,000ベクレル、キログラム換算で7,400、高いところは2万7,500、5,000を超えたところは耕作不能のはずですよ。2年で半分って言ったって、半分にしかないんですよ、134は。もっと聞いてほしいのは、今発表されているのはセシウムの134と137だけなんです。地上に降りまかれた放射性物質というのは31種類あるんです、31種類。町長、分かってますか。あなた、国の事故調査委員なんですから、しっかりしてくださいよ。確かに今、汚染水対策で、あそこにあるのは61種類です。地上に降り注いだのが31種類なんですよ、ヨウ素だって4種類もあるんですからね。特にストロンチウムなんて全然発表されてないでしょう。今のところセシウムだけだから、そう言っているんですよ。だから、北海道大学の教授の話を見ても、昆虫っていうのはほ乳類より強いんですよ。ただ、世代交代が早いからはっきり分かるだけなんですよ。だから住民不安から見れば、とにかくそういうことに対しては、北海道大学の農学部に行って聞くなり、来ていただいて聞くなり、お金はいっぱいあるわけじゃないですか、預貯金しているわけですから、いっぱい。やっぱり住民不安にはいち早く応えるというのが行政長の仕事だと私は思うんですよ。これ地方自治法の第1条をいうまでもなく。これ、やってなかったんだったら、改めてやればいいんですよ。いつやりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の生態系の検査等にお答えしますが、先に議員からもビデオ等も見せていただきました。そういった情報も調べさせていただきましたが、その後、秋元教授の対談内容等もブログで出ておりますので見せてもらっておりますが、その次世代にそれはうつるということはないということを秋元先生はおっしゃっております。このような個体差が出ていることについては、これからは実態をもっと調査しながら今後調べていきたいと、データをもって調べていきたいというような考えでいるということのお話でありますので、私どもも今、議員お質しのように、そのことについての経過といいますか、その状況等についても先生の情報を得ながら確認をし、また、その実態について川俣町に対する影響はどのようなかということも含めて先生のほうとの連携をとっていきたいと、そのように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 姿勢はいいですから、具体的にいつやるかということなんですよ、私聞いているのは。だから、そんな難しいことを聞いているわけじゃないんで、調べた人に聞きに行けばいいだけの話ですよ。来ていただくなり。それを早めにやっていただきたいというふうに思います。そういう心配の中で、6月5日に県の健康管理検討委員会から甲状腺がんの患者と疑いが27人発表されました。これについて、町はどのように把握していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。県民健康管理調査の結果についてでございますが、県のほうから前日、6月4日に通知がございまして、川俣町の検査確定人数2,220人、そのうちA1の方が1,523人、A2が689人、あとBは二次検査該当する方が8名、あとCのほうは0ということです。また、二次検査結果につきましては、8名の対象者の方の中で、細胞検診ということで、これは6名実施しまして、ただいま議員からもお話ございましたように、悪性又は悪性の、これはあくまでも疑いということでございすけれども、2名ということでの報告がございました。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 疑わしきは罰せずという言葉があるんだか分からないんですけど、2名疑い出たということが大変な問題だと私は思うんですよ。じゃ、お尋ねしますが、甲状腺がんというのはどういう症状出るんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、甲状腺がんの詳細については、私のほうとしましては、今は明確に把握してございませんが、ただ、その後、健康管理調査のほうの担当のほうといろいろ話をしまして、その対応については医大の医師と、あと患者ということで、しっかり信頼関係をもって対応しているということと、あと通常、一般的には今の日本の技術では手術をすれば、その検査の結果は良好であるということまで、そこまでは把握していますが、詳しい症状については今のところ把握してございません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あきれてものが言えないんですけど、言わないわけにいかないから言いますけど、ホルモン剤を毎日投与しなきゃならないんですよ。いったん甲状腺がんになったら。これ問題なのは約36万人の子どものいると、福島県に。そのうちの17万4,376人を検査したと。その中で二次検査1,140人ですよ。そのうちの383人だけの中から12人と15人の疑いが出たということは、とんでもない数字なんですよ。チェルノブイリの何十倍ですよ、これ。みんな簡単に笑っている人がいますけども、チェルノブイリと降った量がどのくらい違うか、ご存じですか。あまり時間ないから言いたくないけど、チェルノブイリは黒鉛炭素系の軽水量型の100万キロワット1基ですよ、たった。格納機がないために出ただけですよ。福島県は40年前の46万キロワットと、39年前、38年前、37年前の78万キロワット4ついったんですよ、合わせて280万キロワットですよ。全く質が違うということですよ。だから、チェルノブイリは148万から310万ベクレル出たって言ったでしょう、セシウムだけ見れば。福島県は300万から3,000万ベクレルでしょう、土壌検査見ただけで。だから、大熊が3,057万って、とんでもない数字出たわけでしょう。軽く考えてもらっては困りますよ。問題は、いわゆる既に12人出たと。そして、15人がもう疑いがあるということは、これは笑って済ませる状況じゃないと思うんですよ。でなかったら、わざわざ仕事を

捨て、家族を捨て、自主避難とかしている人いないでしょう。それに対して自治体はどうするかということでしょう。はっきり答え出るでしょうが。その辺の認識が、あまりにもないということです。これ、もう少し、やっぱり二次検査の間の期間をもっと短くするとか、例えば２年間そのままにしておくってあるじゃないですか、一次検査の後。これをもっと詰めるように検討委員会に申し入れるつもりはありませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、一次検査に対する二次検査の期間を短くということでございますけれども、今回、川俣町で一次検査は、先ほどの町長答弁の中でもございましたが、２３年の秋といいますか、１０月から始まってということでございます。ただ、あと二次検査につきましては若干遅れがございまして、その８名の方の日にちまではまだ確認できませんが、当初２３年度の一次検査の方の二次検査の実施が始まったのが２４年の３月までということまでは把握しています。ただ、川俣の方がいつやったかということまでは今問い合わせ中でございますけれども、また、この期間を短くするということでは、これはそれぞれ健康管理の方と常々情報交換もしておりますので、そういったお話はしていますが、今後の中でもやはり健康、今回のような疑いではありますけれども、きちんとした対応をする必要があると思いますので、申し入れを今後の中でもしてまいりたいと考えてございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○６番（菅野清一君） 申し入れするべきだと思うんですね。基本的に今、健康管理検討委員会というのは、基本的にＩＡＥＡの傘下になっていきますから、現実にはなかなか数字出してこないんですよ、現実には。だから、もっと分かりやすくいえば、今度６月になって変わりましたよね、メンバー１５人が。今度、県立医大は全部手を引きました。長崎大学、広島大学も撤退しました、表上は。なぜならば、ＩＡＥＡが入ったからですよ。じゃ、お尋ねしますけれども、昨年の１２月１４、１５、１６と郡山で国際閣僚会議やりましたね、ＩＡＥＡが来て。そのとき福島県はＩＡＥＡと覚書を交わしております。その内容をご存じですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

福島県と国際原子力機関との協力に関する覚書ということで署名式を行ったところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○６番（菅野清一君） 内容を多分言えないんでしょうから、私言います。

福島県とＩＡＥＡ、国際原子力機関が協定交わしましたね。その中身は何かというと、一番の大きなのは、いわゆる基礎検査と上表検査と２つの検査方法があるんです、調査と。そのうち知り得た情報は、いわゆる知的財産というんだそうですけど、それはＩＡＥＡに属しているんですよ。ＩＡＥＡの許可がないと出さないこと

になっているんです。そういう仕組みになってしまったんです、去年の閣僚会議の中で。だから、今年になって6月になって全部それが決まったから手を引いたでしょう。実質的には全部IAEAの傘下で検討委員会ってやっているわけですよ。だからなかなか情報が出てこないんですよ。だから、考えにくいなんていうことを言ってるわけですよ、原発事故では。そんなことあり得ますか。こんなでたらめを信用したら大変なことになりますよ。その証拠が1つありますよね。一昨年7月24日、いわゆる県の健康管理検討委員会っていうのは、今まで24回会議をやっています。その以前に。24回のほとんどが準備会と称される秘密会合をやっているんです。そのうちの第3回か第4回だと思ったんですけど、一昨年7月24日の秘密会の中で議論されたのが、飯舘と浪江と山木屋の120人の子どもたちの尿検査をやるかやらないかで議論したんです。ところが、そのときは牛肉検査を優先しているがために、牛乳検査をやって尿検査は後回しにしたっていう実態があったじゃないですか。これは新聞にも堂々と出ていますから。もう少し、ちゃんと調べたほうがいいですよ。実態は、この検討委員会というしろものは、こういう組織なんですよ、残念ながら。だから、基礎的自治体からきちんとそういう抗議をしながらやっぱり情報を求めていかないと、ほとんど出ない仕組みになっているんです。だから、あなたの健康を見守りますなんていう4歩も5歩も引いたような意味不明なタイトルを付けるようになるんです、この健康管理検討委員会というのは。ほとんど機能してないんですよ、現実には。よく調べてくださいよ。これをやってない限り、いつまでも、最近秘密会はやらなくなったようですけどね、メンバーも大きく変わりましたから。だから今、放医研も、独立行政法人の放医研もそこから確か抜けているはず、日本財団が。そこをやっぱりきちんと調べてからやってくれないと、とても町民の生命財産なんか守れませんよ。

これ、時間がないから、次の除染計画の実態についてお尋ねしますが、今、答弁の中で契約金額、契約金額が180億ですよ。187億ですか。この187億5,000万の中身について、お尋ねします。これ農地除染だけなのか、宅地も入っている金額なのか、それ分かりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

この187億の中身でありますけれども、宅地・建物等が2,444棟、舗装道路等が約65ヘクタール、未舗装道路が約10ヘクタール、農地が先ほど町長が答弁申しあげました294ヘクタール、森林が189ヘクタール、森林については、住宅の近傍20メートル以内というようなところの部分が入っているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうすると、この294というのは純粋な農地が290ということなんですね。この内訳は分かりました。今、決まったのが4か所ですか。そのほかのを含めると、町の見通しとしては何年後にすべての除染が終わるという計画

になっていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 答弁申し上げます。

見通しでありますけれども、今、今回24年度ということで3月に発注になって契約になったものについては、11行政区のうち11行政区のすべての生活圏と4つの行政区の農地除染等が入っております。残り7つの農地の除染については、まだ発注等も行われていない状況であります。24年度発注になったものについては、25年度除染が完了するというようなことでの当初の予定であります、それらについては今後見直しをかけるということになっておりまして、町といたしましても今のところ24年度発注したもの等を考えますと、25年度では完了できないだろうということで今見込んで、考えております。そういうことで、今後、国のほうの見直しが正式に発表になれば、いつ頃までに除染等が完了するのかなというところ、ところが正確に出てくるものと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 時間がないから手短かに聞きます。

多分そうだろうと思うんです。だから、後で申し上げますけど、このいわゆる区域見直し、山木屋復興計画というこの大きなやつですね、普段は虫眼鏡で書くような字を書くので今度だけはだいぶ大きく書いて寄こしたんですけど、中見たら相変わらず小さな字なんですけど、これは全部狂ってくるわけですよ、ロードマップが。このことを前提として区域見直しをやるとしたら、私は重大な問題だと思うんです。そこで、具体的な話をお尋ねします。今、飯舘村も今話し合いは大体終わったそうで、ほぼ全地区だめなんで4か所だけはなんとか決まったんでやりたいと言っている話のようなんですが、まず、飯舘では1か所村に仮置き場を30ヘクタール造ってあると言ったところがだめになって今10ヘクタールしか使えないということで、全部で100町歩必要らしいんですよ、飯舘村は。山木屋は40ヘクタールですね、これ。そうすると、この40ヘクタールはそれぞれの農地に置くっていう話も今あるわけですよ。この農地除染したものが農地に置くという、この前提条件が果たして除染と言えるのかどうか、町長お答えください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 除染につきましては、まず仮置き場の確保が大事なことでございます。山木屋地区につきましては、先ほど申し上げたような経過の下に仮置き場の確保になっているのでありますが、農地の除染したものを農地に置くと、これは農地の除染それぞれ地域の中で除染の仮置き場のことについては十分、何回となくお集まりいただきまして場所を決めていただきました。その経過を踏まえながら、じゃ最終的には、その農地についてももしっかり除染をしていくことは何度も何度も申し上げてきた、国のほうも責任を持ってやるということでもありますから、私は一時は仮置きで置きますけれども、その後は、また除染をちゃんとやるんだというような理解の下で今回の仮置き場については話を進めさせていただいた経過がありま

すので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） じゃ、町としては、町の方針としては、基本的な考え方としては、農地除染したものは農地に置くっていうことは何ら問題ないと、適正だという解釈でいいんですね。じゃ、その前提で話を進めます。

そうしたら、じゃ3年間だけだと言っていますよね。3年間というのは、土を剥いでトンバックに入れた日なのか、そこに置いた日なのか、それはいつから3年なんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

3年間の部分でありますけれども、これにつきましては、仮置き場にすべて搬入されたあと3年間ということで認識をしてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） なければやむを得ないから貸そうという人も中にはいます。そういう好意的な人も。ただ、3年後の補償は環境再生事務所のほうもしないと言っているんですね。3年後の補償は誰がどういう責任を取るんですか。どういう担保するんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

3年間の過ぎた場合の補償でありますけれども、今現在、町としては環境省がすべて責任を持ってやるということで今進めているところでありますので、環境省が責任を持ってやるものと認識しております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 環境の分からない環境省が約束を守るとは私は思えないんですが、結局、町内の仮置き場は農地には置いてないですよ。今回の100億円の予算の中だって、11か所の場所を確保してちゃんと造成をして、しかも、その賃料も10アール確か38万ぐらいの料金に決定していますよね。ところが山木屋地区は農地に置いて16万とか18万とかですよ。この差額はどう解決すればいいんですか。私、自己解決できないんで、いいですか。ある意味では、その土地の評価価額とかって言いますが、川俣はずうっと周り見ましたが、そんなに同じとは私思えないですし、現実にはですね。評価額でやるにしては、あまりにも無謀だ。じゃあ放射性物質の量、質でいえばはるかに高いわけですから、山木屋は。165万ベクレルですから、平米当たり。川俣町内で線量高いところ見たって、あの線量からすれば10万ベクレルとか7万ベクレルですよ。そうしたら、放射性物質の量で値段決めるのが当たり前じゃないですか。この点についてどう思いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、町内の仮置き場であります、町内の8か所、あと今2か所が決まったところでありまして、10か所になるところであります、これについては山林、農地等々があるところでありまして、すべて山林というわけではなくて農地も含まれているところでもあります。あと、町としての37万のお話でありますけれども、町としては仮置き場を造らせていただきまして、それを現況にふさないでそのままお返しをするというようなところも踏まえて、町としていろいろと公共施設等の賃借をさせていただいている中身を鑑みまして、37万ということにさせていただきました。今お質しの山木屋の農地の部分と、その評価額、金額等の部分でありますけれども、これについては環境省がお示しをしたような形で評価額というようなところで18万程度というようなところも代表であるようでありますけれども、そのような形で環境省が出されたもの。町としては、町の町内の仮置き場については、しっかり皆様に仮置き場としてご協力をいただくというようなことで、いろいろと交渉をさせていただいた結果として37万という形の金額にさせていただいた経過がございます。そういうことですので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 時間がないから2つほどにしておきます。

今、そういう経緯の話はしたんです。経緯はどうあれ、同じ町民で同じ町内の土地ですよ。だから、これは町が基本的にそれは乗り出すしかないんですよ。国が世界に向けて、国直轄でやるって言ってるんですから。そうしたら、3年後以上の話はしませんって今環境省は言ってるわけでしょう。そんなことできないでしょうが。いいですか、冷静に考えて、最終処分場も決まらない、鹿児島県の南大隅町もあれだけの騒ぎになってだめになった。今、双葉3町村もやっていますよ。これだってなかなか大変でしょう。決まるまで最低5年、10年かかるって言われていますよ。3年間どこに持っていくんですか。少なくともあの強い放射性物質をあそこに置けば、その土地は生涯使いものになりませんよ。そうしたら、10アール18万や20万で補償できるものじゃないですよ、現実に。桁が違うんですよ、桁が。その認識に立てませんか。だから、そういう意味では、きちんと国のやっぱりそういう面では、要するに住民の不安を払拭するために経済的なことを含めて、それは町がやっぱり先頭に立つしかないと思いますよ。これ、やっていただきたい。

あと、もう1つ。飯舘村では宅地沿いについては国直轄で同じはずですよ。ところが山木屋地区はいぐねは切らないと言ってますよね。これ、飯舘はいぐねも切るんですよ。ただ50本切っても30万しか補償しませんと言ってますから、少なくとも最高30万の補償までは出ているんですよ。直線であれ、斜面であれ、10メートルの範囲は切りますと、山木屋はそれ言ってないじゃないですか。同じ環境省でやって、こういうでたらめなこと、あり得ますか。これは町としてきちんと質していただきたい、環境省に。これ約束できますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今お質しの山林等のいぐねの問題でありますけれども、これにつきましては、飯館さんのほうからの話は町のほうも受けております。その件でいろいろと環境省に質した経過がございます。1つとしては、ある程度の線量を基に一応いぐねを伐採するかしないかを決めている基準があるということで、山木屋の部分の線量等については、そこまでのいぐねの伐採といいますか、そこまでは今のところは適用しないというようなお話をいただいた経過があります。今、議員お質しの中身で、やはり環境省にもう少し申し入れをしろというようなお質しでありましたので、その件については再度環境省のほうによく話をして、状況など確認をしながら、また報告をさせていただきたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 放射性物質の高い低いは、その人の受け止め方ですから、法律制度上は原子炉等規制法、原子力安全法、放射線同位元素に関する放射線防止に関する法律第14条、放射性管理区域も含めてすべて1ミリシーベルトなんです。20ミリなんていうことはあり得ないんですよ。20ミリっていうのは、政令第6条で、原子力発電所の敷地の中に8か所と7か所のモニタリングポストあって、そこが500マイクロシーベルトを超えるから緊急時だっていう定義でしょう、研究所の定義っていうのは法律では。だから、政令第6条で、それをやっていいということ。今2.2から3.6しかないでしょう、大体。1Fも2Fもそうですけど。だから、そんなことはあり得ないんですよ、現実には。だから、まず、その基本的なところは、その本人の判断ですよ。1ミリシーベルトを超えたらば、原発の状況見たら分かるでしょう。あの1万2,400本の燃料棒が、使用済燃料棒ですよ。1本当たり2万キロワットの崩壊率持つんですよ、使用済みしたやつは。一度使用したところが1だとすると、1億倍になるんですよ、1年とか1年2か月で交換しますから、燃料棒っていうのは。しかも、9×9のB型を使っていますからね、福島原発は。そのうちの3号機は、プルサーマルのMOX燃料ですよ、32本入っているのは。MOX燃料は550年経たないと温度下がらないんですよ。普通のウラン燃料は50年で温度下がりますけど。だから、廃炉50年ってできないっていうの。実際、50年だって私はできないと思っていますよ。現実にはこういう状況なんですよ。2Fと合わせると2万本の使用済み燃料棒があるんですよ、あそこには。とんでもない数字なんですよ。今30メートルのところに建っていますよね、今1,670トンの重さで。あそこに1,533本の燃料棒が入っています。未使用が200本入っていますから、残りが使用済みですよ。この現状を踏まえたとき、そんなのん気なことを言われるんですか。

あと、もう1つ、これ今日の新聞に載っていましたが、県は勝手に住宅除染の基準を示していましたよね。屋根が34%、表土50%、壁・塀は43%は県の基準だと。これ川俣適用するんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今日の新聞等で、その住宅除染の関係の低減率等も発表になったような感じでありますけれども、町としましては、その県で示された中身については、よく詳細も確認をしていない状況であります。また、新聞の報道もいろんな取材の中でも、ほかの町村についても、その県で示されたものについては受け入れることができないというようなところも書かれていたところもありまして、やはり今までの各町村で取り組んだもの、また、県でいろんな集計をして今回実績として出したもの等々に、やっぱり開きが相当あるかなと思っております。町としては、今のところ県で示された除染の1つの基準、成果低減率というものを今後活用するということまではいってないところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 適用しないということは、それはそれでやっていただいて、あと時間がないので2つだけ聞いておきます。

この区域見直し等に絡む話ですけど、この前、町が出してきた事業では、何ら住民の意向は入っておりません。そして、このロードマップの除染はこの通り進むことは、まずあり得ません。ということは、区域見直ししたからって賠償につながらないんですよ。分かりますよね。解除する時期っていうのは、農地除染が終わって何年後に帰るっていう見通しを出さなければ区域見直しの賠償のセットってならないでしょう、そういうふうな。まして田んぼと畑もやっと400円から1,200円、1平米、300円から1,000円という基準は出ましたよ。正式に、まだ決定したわけではないです。そういう意味で見れば、この区域見直しやったからって何か状況が変わるのかといたら、なんにも変わってないっていうのが各やった市町村の実態でしょうが。別に私はやりたいのを反対も賛成もしませんが、問題は実態に合ったやり方をやってくれと私は言ってるんですよ。例えば、このロードマップでいったって、農地除染はあと4年、5年はかかりますよ、最低でも。まして構造改善をやって650ヘクタールの田んぼ、畑やってですよ、水路整備までやるっていうんでしょう。そうしたら2年、3年でできないことは今までの歴史が証明しているでしょう。だったら、これ昨日の会議で、一昨日か、町長これ何かしゃべってるんだね。川俣町の古川町長は、避難指示に関係なく除染でも放射線が低減しない地域の住民向けに公営住宅を整備する必要を訴えたと。我々は公営住宅なんか求めているんですよ。自分の家を建てたいって言ってるんですよ、みんな。自分で安心して暮らせるところをほしいって言ってるんですよ。国の責任で、国が起こした事故なんですよ、これは。この犯罪者集団が起こした事故なんだから、被害者はすべて完全賠償っていうのは当たり前の話だ、そんなことは。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○6番（菅野清一君） だから、そういう意味で最後に聞いておきますけど、浪江町が4,881世帯、1万1,602人が月35万の賠償を町が代表して請求することになりました。これは町長として、被災地を抱えた町長として、どのように評価なさっているのか。

あと、もう1つは、住民アンケートなるものを取りましたよね、2月に。私も何か所か仮設を回りました。そうしたら、アンケートじゃないぞ、あれはと。名前と住所と年齢まで書けということは、どういう人にどういう住宅ほしかって聞いたんだから、これは注文書だと。注文したものはいつ届くんだいと。家族どのぐらいいるから何平米で、どういう間取りだか聞きに、まだ来ないんだけどって言ってるんだけど、これはどのように扱うつもりなのか、このアンケート。いわゆる名前と住所を書くのが嫌だっていう人もいますよね。役場はいつから特高警察のまねしたんだなんていう人もいました、何人も。それであっても、6割の人が回答したじゃないですか。そのうち集合住宅は2軒ですよ。1戸建てが155世帯、残りの4割足せば、230戸以上の人が1戸建てを望んでいると。これ後ろにもいっぱい書かれているとおり、これをどのように今度の区域見直しの中で活かしていくつもりなのか、具体的にお答えください。この2つ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

まず、浪江の件でございますけれども、これは浪江町が浪江町としてそれぞれの事情の中でやっていることと思ひ、コメントする立場にはございません。

また、住民アンケートでありますけれども、これにつきましては、名前を書いてまでと言いましたけれども、山木屋の皆さん方が住民アンケートによって復興住宅等、いろいろ住宅の持ち方、あるいは要望等があると思ひます。そういったことをまず事前に把握して、その計画づくりの中に反映したいし、また、現状を国のほうにも要望したいというようなことで今回取らせていただきましたが、この後の区域見直しの地区における説明会においては、この住民アンケート、住宅等につきましても、直に直接話をしながら、この内容を深めていきたいと思っております。また、賠償補償問題であります、広域の今回の区域見直しの説明会にあたりましては、まず区域再編によってどのようなことができるのか。また、生活再建に結びつくインフラ整備や何かが前もってできるということでもありますから、そういったことも具体的に示していきたいと思ひます。もちろん、国のほうで説明をし、我々も同席するわけではありますが、更には、また賠償補償問題がやっぱり大きなことだと思っておりますから、そういったことについても詳しく責任者のほうから説明をしながら理解を深めていきたいと考えておりますし、また、今、議員がお質しのよう、に、区域見直しをしたから、すぐ解除ですというようなことではないと私も理解をしておりますので、その点も含めながら、この区域見直しは見直しをして進める、除染は除染で進めていくと。しかし、除染は終わるのかどうかというような議論もされているわけではありますが、これらについても先ほど課長が答弁したようなことがございますが、これも国のほうの現状の仮置き場の確保も含めた中での除染の対策・対応については、しっかりと説明をするというようなことの方で、それぞれ現在抱えている課題等も含めて、住民懇談会では時間をとって十分に話し合いを進めて、この再編に向けたことの取り組みをしていきたいと、そのように考えてお

りますので、どうぞご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願いをいたしまして、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 残り1分なんで、住民の意向を聞いてということなんだけど、住民の意向を聞く前に、町としての姿勢をもっと、浪江町は浪江町だなんて言うようでは、まだまだ足りませんよ、あなたは。なぜなら、原子力災害対策法第20条の3項で、あなたが避難させたんですからね。あなたが、その対策を取る立場にあるんですから、町長なんですから、そこはきちっと分かってもらわないと困りますよ。そういう意味では、帰ってからのことより、帰る前のことをきちんと住民生活をどうするかということをしきんと出さない限り、そんなに簡単に区域見直しなんて私は口にすべきでないと思います。もう1回お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長、答弁しますか、時間あれですが。古川町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お話のとおり、帰るまでの期間、区域の見直しをし、解除に至るまでの期間についての地域の対応・対策についても具体的に示しながら、住民懇談会を進めていきたいと思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○町長（古川道郎君） 以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で菅野清一議員の一般質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。

（午後2時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番 高橋でございます。私は、議長の許しをいただきまして、先に通告いたしました3点について町長の考え方を質していきたいと思います。

さて、古川町長、この原発事故発生時から私が町長に申し上げてきたことを振り返りながら、質問させていただきたいと思います。

まず、原発事故が発生したとき、私は避難民を受け入れるだけではなくて、被ばく線量を低減するためには、全町民の避難計画を早期に策定すべきではないかということを中心として主張しました。そして、2つ目には、高齢者なり乳幼児などの災害弱者への支援対策を早急に行うべきだということを中心としてまいりました。そして、7月11日の福山官房長官、当時の官房長官が来た際、山木屋地区の計画的避難区域が指定された以後につきましては、災害状況を把握し、一日でも早く復旧するための復旧計画を早期に策定すべきである。そして、原発事故から克服していくためには、

その復旧計画を踏まえて復興施策を早期に着手をすべきではないかということを主張してまいりました。しかしながら、23年1年間、町長は、そういった主張に一考だにせず、復興計画にしても遅々として進まない中、ようやく24年3月5日に私にとっては復興計画の焼き直しと思えるような復興計画を策定し発表したわけがあります。すぐに私は3月議会で、その復興計画は早期に見直すべきだということを町長に指摘をしてまいりました。町長も昨年の3月以降、これは第1素案であり早急に見直すんだということを言ってまいりました。そして6月議会、9月議会、12月議会と、毎回同じ質問に対して早急に見直すということを言ってまいりました。しかしながら、本年の3月議会で明らかになったように、見直すと言いながら町当局は24年1回も復興会議を開催することなく、実質は見直し作業を全くしてなかったということが明らかになったわけがあります。そして、議会からの指摘に基づきまして、町長は25年度の当初予算を最終日の前日撤回をし、そして最終日に議会の15項目を受け入れた予算を修正をして提案をし、全会一致で可決をしたわけがあります。その中には、当然復興に向けての具体的な施策を議会の提案として町長は受け入れて網羅をしたわけがあります。あれから2か月が経過をしたわけがあります。この間、私どもが提案をしてきたこと、そして、これから私が質問することについては、当然にして進捗しているだろうということを前提にして3点お伺いをしたいと思います。

1点目は、復興計画の見直しは完了したのかということでございます。

2つ目は、山木屋地区の将来ビジョンをどのように考えているのかということでもあります。ビジョンなくして計画はありません。計画なくして具体的な施策はあり得ないわけですから、具体的に山木屋地区の将来ビジョンを町長の口から、町長の自らの言葉でお伺いをしたいと思います。

3点目は、今課題となっている山木屋地区の区域見直しをなぜ正式に議会に提案をしないのか。以上、3点について、町長の考えを質したいと思います。

以上で質問とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

1点目、「復興計画の見直しは」の「復興計画の見直しは完了したのか」についてのご質問でございますが、東日本大震災の発生から2年が経過しましたが、いまだに多くの住民が地元を離れての避難生活を強いられております。また、放射線による健康不安や生活の再建など、多くの切実な課題に直面しているのが現状であります。このような状況を踏まえ、復興計画につきましては、第一次の復興計画策定以降の復旧・復興の進捗状況に合わせた内容の追加・修正を行うとともに、新たに発生した課題等について見直しを進め、また国や県が策定した各種計画・方針との整合性を図ったところでもあります。見直しの進捗状況につきましては、平成25年5月1日及び5月30日に川俣町復興会議を開催し、委員の方々から、環境回復、健康管理、避難者支援、新たな産業の創出等、復興計画に掲げる取り組みの課題、

対応方針等について、意見等をいただいたところであります。今後は、町議会へ説明するとともに、ご意見等をいただき、今月中には第二次復興計画を策定したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目、「山木屋地区の将来ビジョンは」の「山木屋地区の将来ビジョンをどのように考えているのか」についてのご質問でございますが、山木屋地区につきましては、第五次振興計画策定時にまちづくり座談会を開催し、地域の抱える課題、それを解決する方策及び地域の将来像につきまして、山木屋自治会を中心に話し合いを行い、その内容を「第五次振興計画の山木屋地区計画」としてまとめたところであり、基本的には、この山木屋地区計画が将来ビジョンと考えております。具体的には、「豊かな自然と伝統を大切にす地域」とし、豊かな自然を後世まで引き継げるよう、守り育てていくとともに、地域に伝わる伝統文化を継承し、新たな文化活動を創造する地域を目指すこととしております。しかしながら、「第5次振興計画の山木屋地区計画」は原発事故前の平成22年9月に策定したものでございますので、現状を的確に捉え、山木屋地区のインフラ復旧、営農再開等に向けた準備を推進するとともに、復旧・復興に向けた様々な事業を強力に推進し、今回の未曾有の災害を乗り越え、山木屋地区を早急に復興する必要があると考えております。このため、先般、議会全員協議会においてお示しした「山木屋地区復旧・復興事業工程表(第一次案)」を策定したところでありまして、今後、山木屋地区の復旧・復興を加速していく考えでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目「山木屋地区の区域見直しの提案は」の「山木屋地区の区域見直しを議会になぜ提案しないのか」についてのご質問でございますが、去る6月4日の議会全員協議会において、「山木屋地区復旧・復興に関する町の方針」として区域見直しについて提案し、ご説明を申し上げたところでございます。内容につきましては、これまでの経過を踏まえ、町議員の皆様とトータルプラン、町の復旧・復興計画に係る具体的な課題について協議を重ね、深めてまいりました。先般、山木屋地区復旧・復興事業工程表(第一次案)をお示したところでありまして、今後の方針として、復旧・復興を加速させ、山木屋地区に対する住民の皆様の思いを実現させるためにも、計画的避難区域を見直す必要があるとしたところであります。区域再編につきましては、先に6番 菅野清一議員に答弁申し上げましたが、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」の2つの区域について考えているところであり、今後、議会及び住民の皆様との協議を進め、区域の見直しを図ってまいる考えでありますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 詳細について再質問をさせていただきたいと思っております。

まず町長ですね、ずっと議会で町長とやりとりをしていますと、基本的な認識について常に食い違いがあるのかなと私は思っているし、同僚議員の多くもそう思っていると思うんですね、この2年間。それでまず、この復興計画の話ですけども、今までの町長の答弁によれば、あるいは町の答弁によれば、川俣町復興計画の

中に山木屋の復興計画も網羅をしていくんだと、こういう答弁でございましたよね。そうしますと、過日５月２７日、６月４日と示されました「山木屋地区復旧・復興事業工程表（第一次案）」ってここにあるんですけど、これらは川俣町の５月３０日に開催したという復興会議の中では示されて、川俣町の復興計画の中に網羅されたことなんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町長の答弁にもございましたが、今年に入りまして５月１日と５月３０日に復興会議を開催しまして、復興会議におきまして、ただいまご指摘をいただきました計画につきまして審議をいただいたところでありますので、ご理解いただきたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） それと、この第一次素案、２４年３月５日の第一次素案については、川俣町でパブリックコメントということで住民の方々に意見の募集をして、１３人から３４件のご意見があがったわけですね。この中身を見ますと、町の考え方というところをみると、大事なことはみんなそれは振興計画だ、これから作る防災計画だ、これから作る市街地活性化計画でやるんですと、こう書かれているところがいっぱいあるんですけど、その防災計画は総務課長だし、市街地活性化計画は産業課長だと思うんだけど、そういう認識で今進めているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しのように、それぞれの課のほうで防災計画、市街地活性化、産業課それぞれございますが、この復興計画、町の振興計画もそうでありますが、そういったそれぞれの課のほうからのをまとめていくのがこの復興計画でございますので、それぞれの担当はございますが、それをまとめて進めていくということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） いや、あの町長、そういうことでなくて、例えば復興策、商工業の復興ということで意見を頂いているのもあるわけね。何て回答しているかというと、商工業の振興において魅力あるまちづくりのため新中心市街地活性化基本計画を策定することとしており、その中で具体的に歩道、駐車場などについて検討してまいりますのでご理解くださいと、こう書かれているところもあるわけ。だけど、先ほど同僚議員も質問したけども、１０月に総理大臣の認可を受けるんだ、受けないんだという話がありますが、私が担当部署に聞いた限りでは、具体的な施策は１０月の総理大臣に出すときは何も書いてないんだと、これは基本的な方向性を認めてもらうだけで、具体的施策は何もないんですよということを言っているわけですよ。だから、大事なことは全部ほかの計画にぶん投げておいて、それで、そこにいくと、また今度基本計画なんだから、これは実施計画はまた別なんだと、こ

ういう話になるわけですよ。そういうことになっているということを町長は認識しているんですか。例えばもう1つ例を言うと、防災計画もそうだからね、総務課長ね、よく読んでおかせよ。何が今の防災計画で足りないんだと聞いているわけだ、町民の人は。それは防災計画の中で考えるんですとこう書いてあるわけ。何が足りないんだかは復興計画では分からない。だから、何を検討するのか防災計画でやるんだと、こう書いてあるわけ。そういうことを読んでないでしょう、大体もともと担当課長そのものが。それと例えば山木屋のこれと言えはだよ、50番に書かれている事業、川俣町スマートスマイルプラン策定事業（仮称）っていうのがあるんだけど、今年何をやるかという、去年やったはずのFS調査やるんだと。事業性可能調査を検証しますと、こう書かれている。だから、いつも川俣町の事業って、復興計画もそうなんだけど、何かやるのかなと思うと、また実施計画作ります、はい、何、基本計画作りますって、みんな計画作りにいっていて、ちっとも我々議会の前にも、町民の前にも、山木屋地区住民の皆さんの前にも具体論が出てこない。そういうことになっているということを町長、分かってこれ出しているの、そのことを聞いているの、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議会でのお話、全部関連性があるんですね。市街地活性化についても都市計画と関連してきますし、先ほど1番議員にも答弁しておりますが、下水道については市街地の、そういったことを認識しているのかいということだと思いますので、私もそれは認識をしながらして取りまとめについてこれはしていきたい。

あと、もう1点、具体性のないということですが、具体性を持つための事前の調査なり、それは必要なことだと思います。それらは計画等、予算等いろいろあるわけでありますから、それらについて明確に具体化を持つための事前の、現在、今質問されましたスマートスマイルプラン策定事業でありますけれども、仮称であります、これらも具体化をするために、じゃ、その事業規模なり内容等について進めていくということでございますから、これをただ計画だけを作って終わるというんじゃないくて、前に進むための調査事業だということでご理解をいただきたいと思ひますし、私もそういう理解で取り組んでいく考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いや、だから町長認識が違うって言ってるの。町長は、だから、いつもそういうふうに総論語って具体論に踏み込まない。具体論に踏み込まないから、だって復興計画でこうやれと言ったならば、市街地活性化基本計画のほうで、それじゃ具体化するのにこうしますと書くわけじゃないですか。復興計画で、これまでの防災はここが足りなかったからこうすべきだというふうに方向性を出せば、防災計画の中で、それをより具体化した詳細な計画をそれぞれの計画で作っていくわけでしょう。去年の意識調査の戸田建設さんでやるときの話だってそうだけど、この前、全協で私、報告を受けましたよ。大変立派に出来ていると思ひますよ、具体

論もいっぱい提案されていると思いますよ。今さら何のF S調査が必要なんですか、町長、じゃあ具体的に聞きますけど。あの調査から具体論に入っていないわけじゃないですか、じゃ。それを、何を今度は予備調査するんですか。スマートコミュニティやるために、山木屋地区で。具体的にお答えください。何が足りないから今度調査するのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今回の調査は、先に皆さんにも説明申し上げましたが、基本調査の中では8つの事業項目が挙がっていたかと思いますが、そういったことについて具体的に取り組むにあたってのそれぞれの事業規模、また関連を持ったそのことについて全部調査をし、そして、それを具体化していくということでございます。ですから今、現在のやつでできることからやろうということでの話もしておりますので、その具体的にできるものについては、議員お質しののように、その中で具体化し、予算付けをして、その実行にあたるということも当然大事でありますので、そういったことも含めながら今回の調査事業に取り組むということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 3月議会の予算の提案では、何と担当課長は説明したか覚えていますか、町長。予備調査、F S調査やりますとは言っていないんですよ。具現化をするための実施計画を作るための調査費だと、こう言ったんですよ。今さら、また1年前、2年前に戻って予備調査やるんですか。だから、全然何も考えてないで出している。経過も何も誰も検証しない。だから、なんぼ作戦本部会議開いたって参謀総長いないんだから、おらいの町は。司令官は命令出さないべし、参謀総長は誰もいないんだから、こういう2年前に戻った話になっているんだということを言っているんです。そこは町長、認識新たにしてください。

そのことばかりやっていると次にいられないから聞くんですけど、例えば山木屋地区の将来ビジョン、町長の答弁に何と書かれていたの、これ。豊かな自然と伝統を大切にする地域に山木屋って、これ復興計画でなくて地域振興、第五次振興計画に書かれている話なんでしょう、これは。山木屋地区は、こうしますよって。そうしたら、豊かな自然って、さっき町長、同僚議員の答弁にもしたけどさ、山も川も農地も宅地も全部除染して、表土はいで、これからやらなきゃならないって、汚染された地域が豊かな自然になるためには何十年かかるんですか、町長。どういうビジョンがあるんですか、その期間はどのくらい考えて、このこと、第五次振興計画の山木屋地区は豊かな自然と伝統を大切にする地域にするには何十年かかるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今日、明日にはなかなかこれはいかないのは、そのとおりであります。しかし、山木屋地区の将来ビジョンにつきましては、この豊かな自然を活かしたことをして

いくんだということでございますけれども、ですから、いつの場でも申し上げておりますが、徹底した除染を進めて、山木屋の環境を取り戻すということをこれをあきらめずに粘り強くやっていくことが、私は自然を取り戻すことにつながるのではないかという考えでおりますので、これは大事なことだと思っておりますので、除染をとにかく徹底してやっていこう、そして、従来どおり農業が再生できる、みんなが住めるようにしていきたいと、そんな思いは私は捨てたくないんでありまして、このようなことで述べさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長に聞いても分からないだろうから、担当課長答えてもらいたいんだけど、第五次振興計画の目標年次はいつだい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

第五次の川俣町振興計画の計画期間につきましては、平成23年度から平成34年度までの12年間となるものです。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、だから振興計画を言うのなら、平成32年度に終わるのならおれも納得するよ。平成30年で終わりっこないでしょう。だって、復興計画そのものが平成32年なんて書いてないでしょう。去年作ったんだもの。10年間でやるって言うてるんでしょう。じゃ、できるわけじゃないですか。できるわけないっていうことは、単なる文書にしているだけの話であって、本当に山木屋の現状、踏まえたうえでの話になっとらんということですよ。それで、いいですか。私なりに言わせてもらえば、山木屋地区ですよ、これから除染していったって10何年間ですよ、じゃ、この振興計画どおりにやるんだというのなら12年、あと残り何年だ、9年か、8年か、8年間はですよ、そういった豊かな自然にはならないわけでしょう、逆な言い方すれば。ということは、今までどおりの山木屋の方々が過ごしてきたこれまでのような原発事故前の暮らしに戻るのは、町長の言葉を借りれば平成32年度以降にならなかつたらできないっていうことじゃないですか。じゃ、その間どうやって生きていくのかということをみんなは求めているわけでしょう。その間どうやって我々は暮らしていくのかと。だから、今は我慢してちょうだいって言ったって、32年度にはこうなるからいいんだよというのならば、それは分かりますよ。だけど、32年度にこうできるというふうな案が示されてないわけでしょう。そして、答弁には、全部に書かれているんだ。議会の人たちとも住民の皆様とも協議しますと書かれているわけだ。でも、何も協議しなくたって川俣町は先ほど同僚議員も聞いたけど、25年の5月に発表になった復興住宅の住民意向調査、去年の夏にやった住民地区アンケート調査ありますよね。これ見たらば、山木屋地区の人たちが何を求めているか、今何をやってほしいって言っているのかなんて明らかじゃないですか。この明らかなことが、町長は、この復興プラン、第一次素案

に網羅されているというふうに認識しているんですか。山木屋地区の、町長が取ったアンケートだよ、これ、議会取ったわけでもなんでもない、国が取ったわけでもない、町長が取って復興施策に反映させるということを書いてきたアンケート調査の山木屋の方々の声が、このプランに反映されているんですか、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

将来ビジョンについては、先ほど申したとおりであります、しかし、それまでのことについて何をしていくのかということが、この今回工程表で出しました復旧復興事業の第一次案であります。これらに基づきまして事業を進めながら、山木屋の皆さん方の復旧に向けた道筋を付けていきたい、そのように考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

また、今お質しありましたアンケートや何かについては、これに十分に反映しているのかというような意見でありますけれども、十分に反映はまだされていないと思います。したがって、住民懇談会の中で、それらのことを踏まえながら、こういったことをお示しして、その話を詰めていきたい、そのようなことを考えております。一番大事なことは、山木屋の皆さん方の思っていることでありますから、アンケート調査も踏まえ、そして、また今回、町で作成した復旧に向けた工程表ですね、事業内容等についてもお示しをして、これをやっていくという、何もない中でのことだけでは、とても今このままの不安な生活状態でいるということは、大変これは辛いことでありますから、今、区域の見直しを進める、そして、また、そのあたってはどのようなことをしていくのかということ、将来どうするんだと、私は将来は、今の、前の原発前の山木屋の姿に戻したいというのが将来です。ですが、その間にも今、議員がお質しのように、そんな先のことじゃなくて、今やることも大事なことは当然でありますから、そのことをしっかりと示しながら、復旧に向けた取り組みの加速を図っていきたい、そのような考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いや、だから町長、アンケートって何のためにやるかといったら、施策作るためにやったんでしょ、これ。施策作るためにやって、圧倒的な住民の人たちの声が挙がっているにもかかわらず、そのことは町長が作るプランには出してこない。それで今度、住民と懇談会やってもう1回聞くんだって、それは町長の責任放棄じゃないですか。町長というのは、地方自治体というのは、いくら人間代表制だっていったって、大統領制なんだからね。町長そのものが川俣町なんだよ。町長の一挙手一投足が川俣町の何をやっているのかというふうにマスコミも外部の人一般市民もみんなそう見るわけですよ。それだけ町長の言葉、行動というのは重いよ、大統領制では。だけど、今の町長の言葉なり、今の町長の行動を見て、明日への希望と信頼を受けるというふうに考えられますか。だって圧倒的な人、いいですか、この6月に発表した復興住宅のアンケート調査、入居を希望する人の28名しか集合住宅に入りたいという人はいないんだよ、それも集合住宅は2人

だけなんだ。いくら復興住宅だって、おれは一戸建てでなければだめだっていうのが26人だから。そうすると、入りたくないっていう人が101人いて、170人の人たちは住宅、自分で造るからいいって言ってるわけだ。そうしたら、270人の人たち、山木屋の人たち、回答した人の中でだよ、270人の人が、おれの住むところをとにかく用意してくれろって言ってるわけじゃないですか。そのことにこの復興プランで応えているんですか、これ。これも中身見ると未定と書かれているんだ、金額も未定。ところが、いつやるかという、今年やることになっているんだよ、これ準備した、事業実施して来年の6月頃には終わるって書かれているんだ。確かに精練の所に20戸造って、壁沢に飯舘村が頼んだ60戸造るのならば終わるよ。だけど、270人の要望には応えないじゃないですか、それでは。壁沢に入るのは2戸しかいないんだよ、2人しかいないって言ってるんだから。精練の所に20戸造ったって、足りないじゃないですか。それはどうするんだっていうのは、どこにも書かれてないのよ、これ。それで、なんで、その要望に応えていることになるんですか。それは、もう1回行って皆さんの話を聞かなきゃならないっていうことに、なんで町長なるんですか。それに応えた案を作って住民との懇談に臨むっていうのが、大統領制である町長の責務じゃないですか。そうは思わないですか、町長は。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほどから申し上げておりますけれども、質問をいただいておりますが、アンケートの取り方等についても、そういう問題があるんじゃないかということについても6番議員からも言われておりますが、確かに、そういう期待感を持たせるような取り方については、私もそれはどうかなという思いも持っております。ただ、意向調査については、やっぱり実態はどうなのかということ把握することが大事だと思っております。そして、それにしっかりと応えていくのが確かに私の責任だと私も思っております。ですから、今そのことについて皆さんの期待に応えられるように、これは川俣町単独だけではできませんので、国の政策なるも含めたことについても、しっかりとやっぱり対応するために町としては責任を持って取り組んでいかなくちゃならないと、そんな思いでおります。議員の質問に答弁をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、そういうことを言ってるから、5月27日だって、私同じことを全協で言ったはずだよ、町長。だから、平野参事官だってだよ、何も来ないのね、あの人は1回もしゃべらない、全協ではね。一切しゃべらない、前の渡辺参事官と違って。黙って聞いてますよね。でも、町長の話にはうなずかないけれども、私の話にはうなずいていたよ、参事官、全部。国が県が言うから町長仕事やんでねえべと。予算があるから仕事やるんでねえべと。町としては、これやらなかったら川俣町は復興できない、山木屋は元に戻らない、山木屋は避難している人たちが今生活できない、だからこの事業をやってくれと、この事業をやらない

とだめだと町長が書くべきだと。そのことを国に要望して、予算があったら国は、その予算を付けんだべと。足らなかつたらば、違う事業をメニュー作ってもらんだべと。それは国がやったり、県がやったり、町がやったりいろいろ事業も分かれっべと。その町が何をやるかということを町長言わないんだもの、国だって、県だって手助けできねべと。そのとおりだとおなずいていましたよ、参事官。そのことが分かってないんだよ、町長は。誰が、誰のせいで、この事業が遅れているのか、誰のせいで川俣町の復興が進まないのかといったら、町長のリーダーシップと町長の決断力がないからこうなっているということを私は言いたいんだよ。そこは町長はそれでいいんだと言っているんだから、しょうがないんだけど。じゃ、具体論で言うよ。例えば、この中に、なんで書いてあるんだかおら知んにけど、51番に避難事業者等への支援とあるわね。①、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を策定して認定を受けた場合に整備について助成する。これ国でやっていますよね。4分の3ってやっていますよ。これ避難して家賃補助とかなんとかでないんですよ、これ。じゃ、これ川俣町で募集して、いくらかできているのかい。グループ補助金やっているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

グループ補助金については、飯舘グループということで川俣町の笠原鋳物さんが1社入ってございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいかい、町長。飯舘村さんも今、募集をかけていますよ。第何次の募集だと思います、今かけてるの。第十次の募集なんだよ、今かけてるの。十次だよ、十次。もう11回目の受け付けをしている。川俣町は山木屋の人たちにお知らせしたことがあるんですか、川俣町で。そういうグループ補助があって、こういうグループ構成してやればいいんですよってやっていますか、やった経緯ありますか、実績聞きます。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

募集は行ってございませんでした。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だからね、町長、なんぼ、これ2年遅れて、こんなこと書いて、片方は10回も募集して、何十億円という金が避難した企業のグループ化したものに店舗の改修から設備更新から重機の書き替えから、みんな4分の3補助出ているんだよ。今度新しく十次、十一次って来るんだけど、これは今度4分の3から2分の1に減っちゃうんだよ、もう国の補助金は。そして、正に町長言うように口ばっかりのオール川俣でないんだ、ほかの町がやっているのは。自治体が窓口になってグループ助成をしているところもあれば、まとめているところもあれば、商工会が中心になってまとめているところもあれば、どっちもやっているわけ、商工会議

所は商工会議所、商工会は商工会でやってる。町は町で窓口になって中小の人たちを集めてやったり、それぞれやってるわけ。知らなくてやってないの、これ。やる気がないからやってないの、これ、どっちなの町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 町のグループ化補助金については、山木屋の企業も1社やっております。また、町内の企業等もやっております、川俣町が全然取り組まないということではないのでありまして、今般、区域見直しをし、山木屋から避難をしている事業所についても、その中からまたグループ化も含めた事業のいろんな設備投資、あるいはまた新たな雇用も含めた中での対応を取れるように取り組んでいく考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、町長が言ってるのは、ファンズさんがやってるとか中丁商店街がやったとか、そういうものを言ってるわけだ。そういうのもあるんだけど、そうではなくて、例えば工場がこっちに移ってきた。そして戻るために今度工場を直さなきゃならない、そういうものだってグループ化補助金でももらえるんだよ。そういうことを分かっているんですかと、あなたたちは。分かって毎日仕事しているんですかと。全然情報が流れてないじゃないですか、企業の皆さんに。だって、役場の窓口どこなんだい、じゃグループ補助金の窓口、どこに行ったら、ちゃんと詳細に説明して用紙含めてくれることになっているんですか。町の役場の担当窓口、言ってください、どこなんだか、はっきり。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、川俣町で取り組んでいるのは産業課の商工のほうで窓口として取り組んできたことでもありますので、これは産業課のほうで取り組んでいくことで進めておりました。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だったら、産業課では商工会とどういう連携して、どういう打ち合わせして、このグループ化補助金については取り組んできたんですか、事実経過を言ってください。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議します。

（午後2時52分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後3時13分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を願います。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

グループ補助に関しましては、先ほど原子力災害対策課長が答えましたとおりに、

笠原鋳物のほうで三次で対応しております。現在、通期操業しておりますのは川俣リコーとここでございますが、町としては、それぞれの企業に通知というものは出してございませんが、商工会等を通じまして現実的に企業さんのほうにはご説明はなさっていると考えております。また、町内のこちらのほうのグループといたしましては、マテリアル事業のグループとして9件ほどの申請、そのほかにファンズ、日ピス等がこのグループ補助を使って実際の事業を使った補助をいただいております。以上、報告いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、行政というか、町執行部自身がグループ補助のことについてよく勉強してないわけですよ、私から言わせれば。例えばですよ、いろんな企業の方が山木屋の人、下に逃げてきていますよね。今度、帰還するって言ったら、施設が壊れているかもしれませんよね、店屋にしても工場にしても。そういうものだって4分の3補助の対象になるんですよ、これ、施設修繕も。それから、設備の買い替えも同規模のものであれば該当するんですよ。だから、よく同僚議員も質問している、例えばJAさんのスタンド、タンクがだめだって言ってるじゃないですか。これの買い替えだって4分の3補助になるはずですよ、ちゃんと申請してグループ化してやれば。あと、自動車会社さんであれ、個人工場であれ、搬送用の運送用のトラックから何から持ってるでしょう、皆さん。そういうものだって全部設備の対象になるんですよ、グループにしてくれば新車にできるんですよ、全部。そうすれば新車だって買い替えることができるし、企業にとってはそのほうが良くなるし、更に、そのお金を町内の販売業者さんから買えば、町内の販売業者さんも経済的に潤うし、そういうことが復旧・復興につながっていくことでしょう。そういう具体論がなくて、こんなのいくら書いたって、この中身について役場当局が把握してないのにうまくいくわけないんだよ、町長。だって、この2年間そうでしょう。解体の話は町長言ったとおり、私が言ったから町長わかったわけだ。担当者は、ただ綴っていただけ。弔慰金だって、3月議会で私が言ったから調べたら、実は2年前に文書が来ていましたって。特殊勤務手当もそうでしょう。だから、全然機能してないんですよ、私から言えば、おらいの役場は。それでいて区域見直しが遅れているだのなんだのっていうのは当たり前の話なんですよ、私から言わせれば。当たり前にやってないんだから。それで、グループ補助はだからもう1回見直して、中小の人たちは、どこだって市町村が窓口になってまとめてくれているんだよ、中小の人たちは。あるいはさっき言ったように、商工会議所、商工会がまとめているものもありますよ。それは業務形態によって、例えば異業種同士が集まった場合は役場が窓口になってくれるとか、同業者グループでグループ補助をやるときには商工会のほうで窓口になってくれるとか、それはそのグループ、グループの人たちの意向を踏まえて、役場が窓口になったり、商工会が窓口になったりして、いずれにしても最終的には役場にくるんだから。そういったことで県と協議しながらうまく進めているわけだから、もう2年間も遅れているんだから、うちの取り組みは。そ

ういうことを早急にやり直していただきたいと思うんですよ、私は。そうでないと、いくら口で町長、住民の意向を聞いて、住民の幸せのためになんて言ったって、不幸せになることばかりやってるわけでしょう、2年間。行政の怠慢で。そこは真摯に反省してやっていただきたいなと思うんですよ。

それから、時間がなくなるから区域見直しの話にいきますよね。区域見直しによるメリットって何ですか、町長、端的に。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

区域見直しを行いますと、具体的に申し上げますと、山木屋地区の避難解除準備区域につきましては、これは出入りが自由になります。また、泊まることはできませんが、家の直しとかができるようになるということでございます。ただいまお質しありましたグループ補助金につきましても、今度は入れますので、それまでは入れませんでしたが、今度は戻れるようになれば、この企業、あるいは工場等の再開に向けたいろんな事業に取り組むことができるようになります。また、インフラ整備も今度は順調に進むようになるわけでありまして。そして、また除染が終わったところについては、例えば具体的に営農再開にあたっても、その除染の結果、放射性物質が移行してないということが分かれば、今度は営農が再開できるようになると、そのようなメリットがございまして。また、居住制限区域については、これは今、居住制限区域では計画的避難区域でやっているようなことでありますけれども、こちらにつきましても、その条件が緩和されて出入りができる、許可をもらって出入りができるようになるということになりますので、そういったメリットでは今まで以上にふるさとに戻れることができる。ただ、できないことが1つあるのは、泊まることができないということでございます。そんなことがございまして、多くのメリットを議員がお質しのようにグループ化も含め、あるいは農業再開に向けたことについてでも、いろいろと提案をしながら理解を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長言うとおりの国は言っているわけだ、簡単に言うとな。だけど、そこで重要なことはだよ、町長。だから、いつから、じゃあ本当に、いくら区域見直ししたって町長言うとおりの、前議員言うとおりの、除染が終わって条件が整わない限り避難準備は避難指示っていうのは解除できないわけでしょう、町長はする気ないわけでしょう。だったら、いつ帰れるのかと、いつ頃、じゃ、戻んねという人が約7割いる、3割の人は戻るっていう人もいますよ、アンケート調査によれば。じゃ、戻るっていう3割の人が、いつになったら本当に戻れるのかっていうことを、さっきから言っているとおり町長は明確に住民の前に、町民の前に言うべきだと思うんですよ。議会の前で。そうすると、先ほど同僚議員も言ったけど、25年度に除染終わるんだなんていうこの計画書を持って行って、住民の山木屋の人たちと懇談すっぺなんていうのは、どうだい、最初からふざけるなって怒られると思

うんですよ、私。25年度で終わるわけないべした、誰考えたって何もやってないんだから。だから、それは町長の責任でやっぱり、きっちりと直すべきは直して、そして今考えられる最短の距離でいったら、これですよというものを作って住民と懇談しないと、それぞれみんな生活、子どもさん、孫さんの未来にかけた話をしていくわけだから。3年後か、5年後か、6年後かでは、みんな人生設計をやり直すわけだから、そこはちゃんと口で言うべきだと思うんだけど、今の段階だったら町長は、何年後にはその営農再開できると思っているんですか、事業所の再開も。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいまの質問でありますけれども、今、除染は25年度で全部終わるって言ってますけれども、終わらないという認識を私も持っているところでございます。国のほうでは、避難指示解除等については準備区域では3年というようなこと言っているわけですが、もう3年になっておりますから、それは到底できることではないと私も思っております。ですから、私が国に言っていきたいことは、除染もとにかくやること、そして、また区域再編もやっていく、避難指示解除の見通し、解除の見通しはいつかということについては、私は23、24、25、26、27頃になるんじゃないかというような思いで今いるわけでありまして、それに向かって今回の区域見直しもやって、そして、また生活再建に向けた事業、農業の再生に向けた取り組みに加速を付けていきたい。ただ、これは除染のほうとの具体的なことで私も要望していかなくちゃなりません。それは、除染が終わらなければあちらは戻れないわけですから、その除染の程度をどこにするんだということを言われております。これは、私も1ミリシーベルトということを申し上げてきているんでありますけれども、しかし、国のほうでは、その辺についてもいろいろと話が、見直しにあたっての解除にあたってのことは言っておりますので、私は、そういう除染の進捗状況、それを見ながら帰る時期、解除の見通しは一応5年というような見通しを持っているのでありますが、その辺については具体的に実際に合った対応をするよう国のほうには強く求めていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、そこで国に求めていくっていう話は町長要らないでしょう。だって、誰が判断するのかっていったら、町長なんだよ。国が判断するんじゃないんだよ、解除。避難指示を解除しますっていうのは、国が判断するのではない、町長が判断するんだから。だから、町長としては27年度に解除できるんでないかという見通しだって言うんでしょう、今。ただ、除染が終わらなかつたら、それはできないと、こういうふうに思ってますと、こういう話ですよ、今言ったのは。だから、そういう具体論を、具体的な年次なり、具体的な数字、きちっと示していないと、それは責任負わなきゃならないんだから町長。27年度って言ったらば27年度に全力を傾注しなくちゃいけませんよ。ただ、私が言いたいのは、除染終

わったら帰れるって町長言ってるけど、そうではないでしょう。除染が終わったって、インフラが整備されなかったらばだめなわけじゃないですか。除染終わらなくてやってるから、川内村みたいに300人しか戻らなかったという話になるわけでしょう。条件が整わなければ、戻りたくたって戻れないっていうのが住民の暮らしですから。井戸水が出ないのに戻れって言ったって、水がなければだめなわけでしょう。そうすると、これにはボーリングしますって書かれているわけでしょう。そうすると、380世帯全部ボーリングすると思えば、除染が終わってから始まるんでしょ、これも。一緒にやっていくんですか、どっちなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

区域見直しが済めば、これは除染と一緒にできるものは私は除染と一緒にやるというようなことで、復旧に向けたことについては具体的に示し、また加速化を図っていききたいと、そのように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、あと時間ないから町長、端的に答弁もらいたいんだけど、例えば井戸のボーリングっていうのは、じゃ国営事業でやるの、町単独事業でやるの。私の情報によれば、飯舘村は2分の1国で、2分の1東電が持つってということでボーリング全部するんだと、こういうふうになっていますよね。あと木戸道について、砂利の所は全部舗装しますと、除染を兼ねて舗装しますと、これは8割国が持ちますというふうな話もしてるわけだ。そういう条件というのは詰めているんですか、今。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員お質しのインフラ整備ですね。これにつきましても、国の今申し上げたよその例でありますけれども、そういったことを踏まえながら、私も山木屋地区についてのインフラ整備は今回の見直しをし、そして併せて除染も一緒にできるものはそれを進めていくという考えで、今のような予算措置についてもこれはしっかりと確保しながら進めていく考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから私が聞いているのは、いいかい、町長。一番後にやるっていうのは、ある面メリットがあって、メリットがあるんです、ある面。なんでかって言ったら、町長、何もがんばらなくたって、浪江さんががんばってくれたものは川俣町の山木屋にも移行になるわけよ、飯舘でがんばってくれたことも、ちゃんと言えば飯舘村の条件は山木屋にも適用されるわけだ、そうでしょう。だけど、そのどこの自治体が、どういう条件を付けて、どういう内容で合意しているのかということ川俣町はどこの部署で把握しているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） ご質問に答弁を申し上げます。

そういうような、いろんな各他町村の状況等については、原子力災害対策課のほ

うで、今県のほうに在中している職員がおりますので、そちらのほうから情報をしっかりいただいて対応するというところに今してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そういう情報も大切だと思うんですけど、具体的に町長がなんで賛成してきたんだか、おれは分からないけど、そのために被災市町村の連絡協議会ってあったんだと思うんだよね、行政当局の。なんだか知らないけど、いつの間にか解散してしまって、肝心のそういう情報が入ってこなくなっちゃったでしょう。だとすれば、町自身が、浪江さんはどういう条件で決めたの、大熊さんはどういう条件で決めたのって全部情報収集する義務があるじゃないですか。だって、そのことによって、さっきいぐねの話があったとおりですよ、飯舘は認めたけど山木屋はだめだって言われるとか、そういうことっていっぱいあるわけですよ、現に。だとすれば、被災11市町村、その11市町村の川俣が最後に区域見直しするんだから、10町村はやったんだから、そのところは、どういう条件を付けてじゃあ区域見直ししたのかっていうのは全部把握すべき義務があるでしょう。そして、そのことを山木屋の人々に開示する義務があると私は思うんだけど、町長はないと思ってるの、そういうこと。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

被災市町村の連絡会議は、これは解散になったところでございますが、私どものほうでは、今議員言われるように、飯舘村、浪江町それぞれの先に解除、区域再編をしているようなところについては全部情報をいただく、これはやっております。具体的には、飯舘村さんなどからも村長さんとは定時意見交換会、情報交換会をやっているわけでありましたが、そのようなことで、町が積極的にそれを取り入れて、そして山木屋の復帰、見直しに向けた取り組みをしっかりと対応するというようなことで考えて今やっておりますので、議員にもいろんな面でお世話になっておりますけれども、そういうことで、情報はとにかくきめ細かくいただくということでやっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、そう言うけども、グループ補助に見られるように、過去の2年間見てきたら何の情報も入ってないっていうのが川俣町でしょう。だから、やってますと言ったらだめじゃないですか、やってないんだから。やってないんだから、これからはやりますっていうのなら私は分かる。やってなかったでしょう、今までだって。だから、いろんな不利益をみんなも受けているわけですよ。川俣町民も、山木屋の住民の方々も下も上も。それで、やっていると言うなら聞くんだけど、財物補償の条件というのは区域によって違いますよね。区域によって違いますね。6分の6から6分の3までありますね。じゃ、避難準備区域の財物補償は何分の何ですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

解除見込み時期ということで、3年ということで今のところありますので、6分の3ということになってございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、6分の3なんかで合意している自治体どこもないからね。6分の5でみんな合意してる。それは交渉なんだよ、国との。だから町長の言うとおりに、いつも国が県が、国が県がって言ってたら、国が6分の3って言ったら、はい6分の3でございまして今の課長の説明になっちゃうんだよ。だから、山木屋の人たちでいえば、6分の5の制限区域の乙8区の人と、6分の3のその他の区域の人たちと分断されるじゃないですか。そういうことがあるから、どこの自治体だって同じくなるようにということで、6分の5を主張しているわけですよ。そして、除染もどうせできないだろうと、どこの自治体も思っているわけよ。だから、どうせ除染は延びるから最終的には6分の6になるから、皆さんに財物補償の差別はありませんよと

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○2番（高橋道弘君） いうことを地域の方に説明して合意形成を図ってるわけ。だから、具体論がないわけよ、町長のやっていることは、私から言わせれば。6分の5ってちゃんと決めてくれたわけだよ、浪江町が。そういうことを分からなくてやっていたんでは話にならないでしょう。だから、情報なんか取ってないっていうんですよ、私は。取ろうと思ったら、いくらでも取れるじゃないですか、皆さんのほうが行政なんだから、我々議員と違うんだから。それは行政だから、公式に言ったら公式に決まっていることしか言わないかもしれないけど、裏ではいろんなことを決めているのはご承知のとおりだと思うんだよ、担当課長だって。そういうふうによれって町長が言わないから、みんな動かないんだよ、ここの課長さん方。そこは町長の認識を改めないと本当に川俣町は置いてけぼりを食うと思うんだけど、町長、6分の5って分からなかったんでしょう、どうぞ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

6分の5についても把握をしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、把握してるのに公式答弁は6分の3だっていうことは、住民の前に出たときどっちで説明するの。だから、国が、県が認めた範囲で町長は説明会やるのかい、これから。そうじゃなくて、町としてはこうするんだという方針は、どこにも書かれてないんだよ、ここには。これはインフラだけだから。だから、避難区域見直ししたときに、どういう条件で財物補償をさせるのか、精神的慰謝料をどういう条件でさせるのか、これ必要なことでしょう。例えば出だしは6分の3だとか6分の5だったとしても、最終的にはみんな6分の6にするんですよとか、そういうことをやらなかったらば、誰も納得しないじゃないですか、具体

論として。そこはどういうふうに説明する気をしてるの、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

6分の3、国が今そのことで言うておりますけれども、私も先ほど5年間と言いましたけれども、それは6分の5ということをおは最初思っ、そのことでやる考えでおります。ただ、今議員お質しのとお、除染等が進まない状況も出てきますし、その中では先に述べるということでは6分の6なりの、そういったことについても考えられることありますから、決して言いなりの中で私がやるというようなことは全く思っておりませんので、現状に合った対応をしましてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 時間がありませんから最後に町長に申し上げておきますけど、現状に合った対応ということは、現状追認なんだよね、言葉として。そうではなくて、山木屋の人々のこれからの生活のために町長として何をやるのか、どういう施策を展開していくのか、どういう補償をさせるのか、ここを明確にすることが町長の仕事ですよ。現状だったら、誰だって分かるの。これは山木屋の人のほうが知っているんだ。下の復興の話だって同じじゃないですか。どういう川俣町にこれからしていくから、こういうことの施策をやるんだ、だから、こういう予算を取ったんだと、だから、みんなオール川俣で協力してくれろというふうに町長は言うべきでしょう、大統領なんだから。そここのところがないから、全議員みんなモヤモヤするし、山木屋の人々、逃げている、避難をしている方々から見れば、どういうふうに判断してこれから人生設計組んだからいいのかなと、子どもに何と言ったらいいいのかな、孫に何て言ったらいいいのかなというのが出てこないわけですよ。そこを責任持って、みんなの先頭に立ってやるのが町長の仕事なんだよと、それが無いから川俣町は復興が進まないし見直しも進まないんだと。最後に言うておきますけど、議会に提案するっていうのは、全員協議会は議会じゃありませんからね、はっきり申し上げておきます。議会っていうのは、ここが議会なんだから。議会に提案するって言ったら、本会議に提案することだ。そのことはちゃんと認識して、今後の区域見直しを進めていただきたい。そして、山木屋の人々、川俣町民の期待に応えるように、責任ある言動をしていただきたい、こういうことを申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で2番 高橋道弘議員の一般質問を終わります。

次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や当後援会のほうにお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとお、大きくは2点、細部4点ほどにわたりまして当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

まず、最初の大きな１点目は「ＴＰＰ交渉参加阻止に全力を」についてであります。ＴＰＰ参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会は５月２２日、環太平洋連携協定、ＴＰＰの影響試算を発表いたしました。関税撤廃による農林水産物の生産減少額を約３兆円と見込んだ政府の統一試算を検証したわけであります。農林水産物の生産減少額は、約３兆５,０００億円、全産業では約１０兆５,０００億円と算定がなされました。政府が試算していない雇用就業機会の創出については、農林水産業で１４６万人、全産業では１９０万人と予測されました。北海道の農業所得が１６％減少するなど、地域や品目ごとの農業所得減少額なども示し、農業や地域経済に深刻な打撃が及ぶことがますます明らかになったわけであります。ＴＰＰ交渉への参加が国内農業や地域にもたらす影響が、政府統一試算よりも大きく深刻である可能性が更に明らかになったわけであります。ＴＰＰ参加は、農業に限らず、食の安全や医療など、国民生活全般を大きく変える多くの懸案があるにもかかわらず、ＴＰＰ交渉は内容の非公開を原則とし、交渉参加国の国民にも十分な情報が開示されていないのが実態であります。自民党や衆参の農林水産委員会の決議では、当然ＴＰＰ交渉参加に向けての情報公開と国民的議論を求めているところでもあります。試算も含め、国民に十分な情報開示もないまま交渉参加に突き進むことは絶対に許されることではないというふうに考えるわけであります。

細部の質問１点目、今回の大学教員の会によるＴＰＰ参加影響試算で明らかのように、ＴＰＰ参加は本町の農業、産業、本町の地域経済に深刻な打撃を与えることは明白であるわけであります。町として、今後更に強く国及び関係機関等に働きかけを行うべきであるというふうに考えるところであります。町の対策対応をお伺いしておきたいと思います。

続いての大きな質問２点目、除染の促進をについてであります。

細部の１点目は、２５年度の農地、今年でありますけれども、水田、畑については昨年と同様の川俣方式による除染を実施するとの方針であります。本年度の各地区ごとの契約農家戸数や面積はどのぐらいになるのか、取り組みとなるのかをまずお伺いをしておきたいと思います。

細部の２点目、昨年は町内の圃場、水田・畑について昨年は２回ほどの土壌検査も実施をされたところであります。その結果については、いつ頃となるのか。また、線量マップなどの作成はどのようになっているのか、お伺いをしておきたいと思うわけであります。

続いて、細部の３点目であります。耕作放棄地の除染についても、早急に効果的、効率的な手法を示し取り組むべきであるというふうに考えるわけでありますけれども、特に本年度の除染については、住宅の周辺にある耕作放棄地について住宅の除染と併せて一緒に行うべきであるというふうに私は考えるわけであります。今後の町当局の除染の取り組みについての対策・対応についてお伺いをしておきたいと思います。

細部の４点目、ため池や用水路などの除染については、来年度、２６年度になる

というふうに思いますが、本町には除染の対象となるため池や水路などはどのくらいあるのか。当然ため池の土砂などの除去というふうになれば、これはかなりの仮置き場の確保が必要になるというふうに考えられるわけですが、今後、仮置き場の確保も含めた、どのような対策・対応となるのか、当局の取り組みについて対応について、お伺いをしておきたいと思う次第であります。

以上、大きくは2点、細部4点ほどについて質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、「T P P 交渉参加阻止に全力を」の(1)「T P P 交渉参加は本町農業・産業・地域経済に深刻な打撃を与えることは明白である。町として今後、更に強く国及び関係機関等に働きかけるべきと考えるが、町の対策対応を問う」についてのご質問でございますが、先の議会でも答弁しておりますように、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）参加が地域経済に及ぼす影響や懸念は、現時点でも払拭されておられません。日米共同声明で聖域なき関税撤廃が前提でないという条件の下で、T P P への参加交渉及び内容の協議が進んでいると考えております。現在に至っても多くの分野において具体的な方針は示されておらず、町の産業・経済へ計り知れない打撃を被ることは明白と考えており、また、全国町村長大会の決議として、「地域経済・社会の崩壊を招くT P Pには参加しない」としております。これから、この決議に基づき、福島県町村会及び全国町村会との連携を図り、T P P への参加をしないように国へ強く主張してまいりたいと考えております。

次に、「除染の促進を」の(1)「25年度の農地(水田・畑)について、昨年同様の川俣方式により除染を実施するとの方針だが、本年度の各地区ごとの契約農家戸数と面積は。また、どのような取り組みとなるのか」についてのご質問でございますが、本年度の契約状況ですが、秋山地区が24戸2.8ヘクタール、羽田地区13戸2.7ヘクタール、鶴沢地区18戸2.0ヘクタール、小神地区14戸2.1ヘクタール、東福沢地区13戸1.8ヘクタール、西福沢地区13戸1.4ヘクタール、川俣5戸0.5ヘクタール、大綱木7戸1.2ヘクタール、小綱木16戸5.8ヘクタール、飯坂21戸3.6ヘクタール、小島17戸3.2ヘクタール、町外7戸1.9ヘクタール、合計で168戸29ヘクタールが5月までの契約状況でございます。今年度の取り組みについては、除染作業内容及び写真管理等について昨年度同様に実施してまいります。

次に(2)「昨年、町内の圃場(水田・畑)について2回の土壌検査を実施したが、その結果は。また線量マップの作成などはどのようになっているのか」についてのご質問でございますが、土壌の検査結果については、県北農林事務所農業振興普及部の協力をいただき、「土壌分析結果の見方」という説明資料を同封し、5月24日に各農地除染契約農家の方々へ送付をいたしました。また、線量マップにつきましては、地図上で空間線量及び土壌調査結果を同一の図面に整理したところでございます。

次に(3)「耕作放棄地の除染について、早急に効果的、効率的な手法を示して取り組むべきではないか。特に本年度の除染においては、住宅周辺にある耕作放棄地は住宅除染と併せて行うべきと考えるが、今後の対策対応は」についてのご質問でございますが、耕作放棄地の除染についても早急な対策が必要であると考えておりますが、先の議会でも答弁しましたように、国としての耕作放棄地の位置づけは農地除染の対象として認められておりません。したがって、耕作放棄地の除染について効果的・効率的な技術的進展を図り、適切な手法を早急に示すよう国へ要望してまいります。また、住宅周辺の耕作放棄地の除染については、生活圏周辺の除染作業において必要な場合には、落ち葉の除去、除草作業等は交付金の対象と認められておりますので、現状を確認しながら進めてまいります。

次に(4)「ため池や用水路などの除染は26年度になると思うが、木町には除染の対象となるため池や用水路などはどの位あるのか。ため池の土砂などの除染となれば、かなりの仮置場が必要になると考えるが、当局の取り組みと対応は」についてのご質問でございますが、空間線量0.23マイクロシーベルトを上回れば除染対象事業になることから、農地の空間線量測定結果により、全地区のため池・用水路の除染作業は可能と考えております。現在、ため池台帳に登載されている箇所数は27か所、受益面積は140ヘクタールであり、税務関係の地目別面積で水路として面積71.8ヘクタールを確認しております。また、ため池については国・県で調査中ではありますが、水路除染についての手法と参考の経費が示されております。今後、このような資料等に基づき具体的な実施計画を作成するとともに、仮置場についても検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再質したいと思います。

TPPについては、3月に引き続いての一般質問というふうになりますが、これは本当に、特に我が町は今大震災、特に原発事故からの復旧・復興に全力で取り組んでいる、そういう真っ最中でございます。こういう我が町にとって、やはりTPPをどう考えても、これは本当に妨げになるとしか言いようがないと言いますか、というふうに私も本当に思っている次第なんです。そんなことで、確かに3月の議会でも答弁があったとおりでんすけれども、更にですよ、町長、これは認識を新たにして本当にこれみんなでTPPを阻止していかないと、せっかくここまで、今大変な状況だけれども、地域づくりや農業振興に取り組んできたわけでありすけれども、これ本当にがたがたと壊滅的な私はダメージを、大きなダメージを受ける、そのような中身になるのではないかなというふうに心配しておるんですよ。なので、町村会で、もちろんそれは私は当たり前だと思うんですが、全国の町村会で決議をして、町長がもっと認識を更に改め、認識してはいらっしゃると思うんですが、更に認識を新たにして、これは本当に絶対阻止するというような方向で本当にがんばっていただきたい。町長を先頭に職員の皆さんも町を挙げて、もちろん私ど

も議会のほうも意見書も上げてあるし、そういう立場で私どもも努力をしているわけではありますが、その辺の認識と決意のほどを改めて、またお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の再質問でございますが、お質しのとおりでございます。町といたしましても、私といたしましても、このTPP交渉参加については絶対反対という立場でしておりますが、今現在は、その交渉のほうの参加することで動き出しているのが現実であります。昨年のGDP1.5%の農業を守るために98.5%が犠牲になっているというような国のほうの発言もあるわけではありますが、しかし、地域を支え国を支えるこの農業が壊滅的打撃を受けるということは、日本の将来にとっても私は、これは大変な危険なことだと思っておりますので、そういった意味ではこのTPP交渉参加については積極的にやるのであれば国に発言をしていくべきだというようなことで思っております。聖域なきと言っておりますけれども、今そういった立場では交渉にあたるということではありますが、ただ、農業だけでなく保険、医療も含めた経済関係も非常な大きな影響を与えることでなっておりますから、そういったことについても国民に十分な説明のないままに動いているというような部分も私は思っておりますので、TPP交渉参加につきましては、町村会、町村長会大会、そういうところで決議をしておりますが、そのとおり我々も今後ともこの対策・対応については交渉参加反対の立場で取り組んでいく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ただいま町長のほうから答弁があつたんですが、本当に農業分野だけではなくてですね、医療、福祉、雇用、地域をとにかく守る立場から、やはり、ただいま答弁はもらったのでありますけれども、国や関係機関、あとあらゆる町長の立場を活かしてやはり取り組んでいただきたいと、このことを強く要請して、1点目については終わりたいと思います。

あと、除染については、事情があつて昨年、取り組めなかった農地もありますよね。特に水田、畑、米についても一昨年から本当にセシウムがあるということで、我慢して食べているということもあつて、意欲をなくして本当に今、作付け面積も減少しているというふうに思っております。ただ、去年、我が町の場合はゼオライトをふりながら米の場合は全袋検査もやって、おかげさまで私は効果があつたというふうに思っておるんですが、そういう点で今年も、昨年事情があつてできなかった所の農地について、やはり私は水田、畑、いろいろと野菜についても公民館などに測定器も置きまして、皆さん測ってもらっておるんですが、なんとか100以内の野菜などが小島のほうでは大部分であつて、最近は安心して食べられるような方向になっているのかなというふうには思っております。そういう点で、今年もとにかく昨年できなかった所について町としても全力を挙げて除染に取り組んでいかなきゃならないというふうに思います。今回、先ほどの答弁では、5月の段階で16

8件ですか、29ヘクタールですから。もっともっと私は残っているし、良いところもやる気になれば希望者が、これから除染をしたいという農家の皆さんには、今後も申し込みがあれば十分それらの期待に応じて引き続き除染に取り組む必要があるのではないかなというふうに思うんで、まず、その辺の取り組みの姿勢について伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問に答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、作付けの昨年度できなかった耕地に関しまして今年度取り組んでおります。主に水田というよりは、ほとんどが畑でございます。その中におきましても、今後新たに発生してきたものに関しましても、基本的に生活圏としての除染ということで実質的な作付けをなさっているところ、あるいは昨年度から除染作業がやはりある程度、あまり遅くなると遅れるということもございますので、その点等も喚起しながら、今後の上がってきた農地除染に対しての対応も前向きな形で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番です。特に除染の場合は、これ作付けする、しないは抜きにして除染ということなので、田んぼについても稲は作らなくても、今年はこれ本当に雨が少なくて代掻きできないところも結構あるんですね。なので、そういうところで除染やっていないところも結構あるような私は気がするんです。ですので、作付けはできなくても除染をやるという農家の皆さんには、是非これからでも遅くはないので、町として全力で取り組んでいただきたい。畑についてはもちろんでありますけれども、その辺について、また再度伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問にお答えいたします。

田んぼに関しましてということに限られております。議員ご指摘のとおり、一時的に休耕しているところ、あるいは転作等におきます保全管理をしているやつ、これに関しましては当然作業等もこれから進めましても十二分の対応ができると思いますので、そういうものに関して上がってきたものに対しては、きちっと対応してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あと、2点目の問題は線量マップも作成するというような方向になっておりますので、これはしっかりとマップを作っていただきたいというふうに思っております。

あと、3番目の耕作放棄地、この耕作放棄地、農家の郡部のほうにまいりますと、やはり農家の周りにももちろん野菜とか何か作っていらっしゃる方は、なんとか除染にも去年も取り組んでもらったんですが、中にはすべて家の周りが耕作放棄地になっている場合が結構あるんですね。これは私のほうだけでなく、結構町内に農家の郡部のほうに行きますと、というのは原野は山林だったら20メートルまでは

やってもらわれるんだけど、結局、去年は本当に住宅ぽつんとやっただけで、結局遊休農地なものだから、耕作放棄地なものだから、そこをやってないんですよ。20メートルも結局やってないから、そういう点では本当にこれはきっちりしっかりと取り組んでももらわないと、なので今年半分残っているわけだから。特に福田のほうや小神、鶴沢についてだって、街なかとは別にしたって、みんな結構耕作放棄地あると思いますよ。だから、それと併せて家の住宅の周りがあるわけだから、やはり、これ進めていかないと、後からまたやるなんて言っても、これ本当に2倍の手がかかって本当に効果のある除染にはならないというふうに思うんですよ。でありますので、これも3月のときにも私が申し上げていたんですけど、今年の除染で、やはりこれ本当に耕作放棄地と一緒に、住宅の周りがあるんだから、本当にひどい場合は、本当に気の毒なくらいの家もあるんですよ。ぐるっと家の周り、みな耕作放棄地の場合は本当に住宅ぽつんと、そこしか除染やらなかったわけですからね。その辺について今後の取り組みについて、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁ございましたように、あくまでも遊休農地、あるいは耕作放棄地に関しましては、基本的に落ち葉の除去とか除草、そういった作業としてのみの対象ということでございまして、これは原子力災害対策課のほうと私たちのほうで現地確認及び協議をしながら進めてまいらなくちゃならないものだと思いますけれども、ある程度のできる範囲内というのは、表土までのはぎ取りというのはなかなか交付税の対象として認められていない現実がございしますが、極力現地等を確認し、できる範囲内におきましての対象事業として扱いながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） そうすると、とにかく今年の除染、これから残りの所はこれから除染というふうになるわけですが、とにかく産業課のほうだけでは当然除染というふうになれば相談をしながら、協議をしながらって今言っていますが、これ確実にやってもらわなければ私はだめだと思いますよ。だから、去年の所は残っているわけだから、今年やる所はどうせ耕作放棄地やるわけだから一緒に段取って、これ除染やってもらおうような方向にならないと私はだめだと思うんで、これ確実に実施できますか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、私たちの方と原子力災害対策課で協議をしながら、そのような方向性できちっと進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番です。

早急に、やはりこれマニュアル作って町民の方にはやっぱりお示しをして、こうい

うことで取り組むからっていうふうにならないと、当局だけ考えていて、あと夏とか秋にすくなってしまうんだから。それではだめなんですよ。だから、早くこれ、きっちり取り組むマニュアル作ってくださいよ。そして、町民に除染のこういふことで今年は耕作放棄地もやるからということでお示ししてもらわないと、私は意味がないと思うよ、なんぼ相談したって間に合わなくなるんで、その辺また改めて。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、原子力災害対策課で各家庭に説明書、そういったものは当然配布しておりますので、そういう中の仕様書の中も、これは申し訳ございません、産業課だけでないものですから、これは原子力災害対策課と協議し進めていきます。そのような形で訂正できるところは訂正し、町民の方々にお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 産業課長は答弁あったんだけど、原子力災害対策課では、ただいまの件についてどうですか、お聞かせいただきたいと思います、取り組みについて。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、産業課長が答弁いたしましたとおり、生活圏の周りにある耕作放棄地と言われる所がありますので、それらについては十分、今議員お質しのマニュアルをちゃんと作って、住民の方、又は農地の持っている方等々もあるわけでありますので、しっかりとそういう対応ができるようにまずマニュアルを作りまして、皆さんのほうにご提示をして実施をするという方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 原子力災害対策課長もそのような答弁でございますので、協議をしながら早急に町民の皆さんにマニュアルを示していただきたいと、このように思う次第であります。

あと、4点目は、ため池については特に今年は私心配していたんだけど、ため池は水がないものだから底の方まできちゃっているんだね。だから、せっかく去年全袋やって引っかからなかったのに、今年のぎりぎりになってそういう下の土砂のほうまで、もし米のほうに悪影響が出たのでは、これ、その辺私は心配しておったんですが、です、今年ため池のあれはちょっと予定していないので来年になるんでしょうが、そういうこともあるので是非ですね。あと、仮置き場についても是非、できればこれ今地域で、地区のほうで確保してある仮置き場に全部置かせてもらえばというか、余裕があればですよ、やはりそれしかないのかなというふうに私は思うんですが、その辺はどのような対応になるのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、ため池の部分の除染等にかかわる仮置き場ですけれども、今、町のほうで仮置き場、いろいろとお世話になって造って除染をしておりますが、生活圈というところ方での仮置き場の想定面積等々については確保を今するという事で進んでおります。ため池は27か所あるというようなことで、今答弁させていただいたところではありますが、それらについてのこれからの量とか、どのくらいの水量なんだというようなところが、やはり今後課題でありまして、その部分の水量の想定をしながら、必要な仮置き場というものの面積確保に向けた取り組みは必要かなと思っております。

あと、もう1つは、除染については燃えるものと燃えないものということで、今仮置き場に搬入をさせていただいております。それで今回、伊達衛生処理組合さんのほうで燃えるもの、除染で発生をした燃えるものについては仮設の焼却炉を造って燃やすということで決まったようでありまして、場所等については霊山の石田のほうだということで新聞報道もあったかと思います。町として、その仮置き場から燃えるもの、今後想定される出来上がった後に、大体おおむね3分の1程度は燃えるものということで今把握しておりますので、仮置き場から燃える焼却炉のほうに持って行くということも今後想定をしながら考えますと、ある程度仮置き場についても少しずつ余裕が出てくると。ただ、時期の問題もいろいろありますので、その辺もいろいろと加味をしながら、ため池の除染についてのいろいろ仮置き場の設定、数量の関係もありますけれども、しっかりと対応するようにしていきたいと思えます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 特に私は、やはり仮置き場の確保する方向で考えていかないと、かなりの土砂の量になるというふうに私も思っておりますので、ぬかりなく今から準備をして段取りをしていただきたいというふうに思います。

あと、町長に、とにかくこの除染、やはりこれしっかりとやって、本当に安心安全に町民の皆さんが暮らせるように、もちろん山木屋については、国のほうにこれはしっかりと要望もしながら、一日も早く帰れるような環境を取り戻す、これが今とにかく最低限必要なことであるというふうに私は思いますので、全力で取り組んでいただきたいと、そのことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で石河清議員の一般質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日12日水曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 菅野 意美子

同 署名議員 新関 善三